九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

大正期鉱業従業員団体規則集(上)

左合, 藤三郎
元『労務管理年誌』編纂委員

https://doi.org/10.15017/13747

出版情報：エネルギー史研究 ： 石炭を中心として. 14, pp.117-157, 1986-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

大正期鉱業従業員団体規則集（上）

左合藤三郎

この規則集について

一、この規則集は大正期鉱業における従業員団体の概要を見る基本資料として用意したものである。

従業員団体の研究や資料紹介は寡見においてはひろく追究展開されて来たとはいひ得ない概況であるから、なるべく多くの事例を収めるようにつとめた。が、三十年代から四十年代前半において収集した資料、刊行書所収のものを再編調整したに止まるので、当時の採集不備や今回調整に必要な手元資料に索出難のものもあって不備は免れないことをお許し願ひたい。

二、収録範囲は、大正期に鉱業各社・事業所において設置された従業員団体の規則に限る。

(1)社内ほぼ一様の組織要領により設置してゐる場合は代表例を挙げるに止めた（例、久原鉱業・日立鉱山）が、三井鉱山系は北海道所在と九州所在とは若干異同があるのに応じて若干例を掲げた。

(2)二、三の事例は割愛した（例、三菱芦別炭坑・協和会、槙峰鉱山・尚和会、直島製煉所・自啓会など）。

(3)団体規則を主とし、附属規則は次の範囲に止めかつ抄出した。(イ)細則は選挙規則、会議規則など本則規定を補足するもの。(ロ)事業規則は共済規定を主とした。三菱鉱業鉱山部門のやうに会社全額負担による鉱夫救済制度がある箇所は、共済以外の事業関係規定があればこれを加へた。

三、配列順は主として設置年月によった。ただし、(1)工場委員会として創設した後に改編した事例は、従業員団体に改編した年月による。(2)北海道地方炭礦は大正八年から九月に設置した事例に限り、北海道石炭鉱業会の設置草案の次に設置順に配列した。

四、工場委員会制から従業員団体に組織を改編した事例は、創設時の工場委員会規則を附載した。

五、重要な改定をした事例は、Ⅰ創設時の規則、Ⅱ改定規則の順に掲げた。

六、註において、(1)出典、(2)創設案の一と思はれる規則、会社規則集収載の規則が創設時の規則と多少とも異る箇所があるものなどにつき校異を参考に示した。

なほ、概観整理上参考となることを最少限において附記した。

七、末尾に次の規則・資料を参考附録した。
(1)工場委員会の萌芽例に挙げられてゐる奔別炭礦伍長規則、(2)三菱鉱業における従業員団体の嚆矢といはれる古賀山炭坑青年修養会規約、(3)三菱鉱業における労務者団体の種別。
八、文字、句読点、校異などはおよそ次による。
(1)漢字は原文によるが、書体は現行活字による。かな、かな遣ひは原文通りとする。
(2)誤記と思はれる字は、その傍らに〈ママ〉を附した。
(3)句読点は編者が適宜に加へた。
(4)校異は、(イ)條・項全文の相異、條文の一部添削等が少くない例は、その校異箇所の記号についてその頭初に記した。(ロ)上記以外は主要な箇所のみを摘記するに止めた。たとへば次のやうな例は略した。
○漢数字と和数字（拾－十）○送りがなの有無（但－但シ）○同字と認められる異字（並－竝）○俗用（箇－ケ）などである。

目　次

一、明治鉱業・信和会　規則（①大正八年十月、②改定・昭和三年當時）、趣意書
二、小坂鉱山・交誠会　会則（大正九年四月改正）
三、不老倉鉱山・成信会　規約（大正八年十一月）
四、北海道石炭鉱業会・鉱夫団体組織草案
五、三井砂川炭礦・鉱夫親和会
Ⅰ（大正八年十二月）規則、代議員選挙規則、会議規則、事業規程、共済部細則
Ⅱ（大正十年十月當時）規則、事業規程、共済部細則、伍長選挙心得
六、大夕張炭坑・協励会　規則（大正八年十二月）、相愛会々則（同）、共済規則
七、三菱美唄炭坑・親和会　会則（大正九年一月）、評議員選挙規則、共済規則
八、北海道炭礦汽船夕張礦・一心会　会則（大正九年七月）　（附）創設時の一心会規則－趣意書、会則（大正八年十二月）
九、大阪製煉所・職工奨工団　団規（大正九年一月）、購買会規程
一〇、日立鉱山・温交会　規約（大正九年二月）、共済部娯楽部及福祉部規定　（以上本号）
一一、足尾銅山・鉱職夫組合
Ⅰ（大正九年三月）通洞組合規約、組規約
Ⅱ（大正十四年一月改正）組規約、組合規約、採鉱夫組合聯合会規約、総聯合会規約
十二、三井鉱山・共愛組合設置要綱
十三、三井鉱山・共愛組合規約
Ⅰ三井田川鉱業所・共愛組合規約（大正九年三月）、共済申告
三井三池鉱業所・共愛組合規約（大正九年三月）、各坑第一共愛組合、共済申合
Ⅱ三井D事業場・共愛組合規約（大正十三年七月改正後）
一四、三菱唐津礦業所・協励会　規則（大正十一年一月改正）、施行細則

一五、吉岡鉱山・自彊会　会則（大正十年八月改正）、施行細則
一六、生野鉱山・共栄会　規則（①大正九年八月、②同十四年四月再定）
一七、別子鉱業所・住友豫州親友会　会則（大正九年五月－昭和初期當時）
一八、牧山骸炭製造所・協励会　規則（大正十年一月）、（附）規則（大正八年六月）
一九、尾去澤鉱山・共益会　規約（大正十年一月）
二〇、高島礦業所・親和会　会則（大正十一年一月）
二一、佐渡鉱山・麗水会　規則（大正十一年十月）
二二、荒川鉱山・協助会　規則（大正十一年）、施行細則、共済慰安部規約
二三、太平洋炭礦釧路鉱業所・共愛組合　春採支部規約（大正十三年七月）、事業規程、共済部細則
二四、三菱筑豊礦業所・協和会　規則（大正十四年四月）、選挙規則
二五、日光電気製銅所・従業員自治協会　規約（大正十五年四月）、細則
附一、山下鉱業奔別炭礦・伍長規則
二、古賀山炭坑・青年修養会　綱領（大正八年八月）、規約
三、労務者団体の種別（大正十四年）

明治鉱業株式会社信和会規則

第一章　総　則

第一条　本会ハ明治鉱業株式会社信和会ト称ス。
第二条　本会ノ目的左ノ如シ。
一、会員相互ノ意思ヲ疏通シ、信義ヲ重ンジ、和衷協同ノ実ヲ挙クルコト。
二、正会員ノ福利ヲ増進シ、慶弔共済ヲ為スコト。
第三条　本会ハ本部ヲ本社ニ置キ、支部ヲ支店及鉱業所ニ置ク。但シ、出張所及分坑ニハ支部若クハ支部分会ヲ置クコトヲ得。

第二章　会　員

第四条　本会ノ会員ヲ分チテ左ノ三種トス。
一、名誉会員
二、賛助会員
三、正会員
第五条　本会会長ノ推薦シタル者ヲ名誉会員トス。
第六条　本会社ノ役員及従業員ヲ賛助会員トス。
第七条　本会社ノ鉱夫ニシテ鉱夫名簿ニ登録シタルモノヲ正会員トス。

第三章　資　金

第八条　賛助会員ハ一定ノ金額ヲ醵出シテ本会ヲ賛助ス。
第九条　正会員ハ毎月金拾銭ノ掛金ヲ為スコトヲ要ス。但、已ニ納入シタル掛金ハ之ヲ拂戻サズ。
一ケ月全休セル正会員ハ、其ノ月ノ掛金納入ノ義務ヲ免除ス。
第十条　本会ハ本会社ヨリ毎年正会員掛金総金額以上ノ補助金ヲ受クル

モノトス。

第十一条　本会ハ本章規定以外ノ金品ノ寄贈ヲ受クルコトヲ得。但シ、用途ヲ指定セラレタル時ハ、本会ノ目的ニ反セサル限リ其指定ノ目的ニ使用スルモノトス。

第四章　役　員

第十二条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、会　長　一名。　五、書　記　若干名。
二、副会長　一名。　六、委　員　若干名。
三、幹　事　一名。　七、世話役　若干名。
四、支部長　若干名。

第十三条　本会社ノ社長ヲ以テ会長トス。

第十四条　会長ハ本会を統卒（ママ）シ、之ヲ代表ス。

第十五条　本会社ノ副社長ヲ以テ副会長トス。

第十六条　副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス。

第十七条　幹事ハ会長之ヲ任免シ、其ノ命ヲ受ケ本会ノ事務ヲ掌理ス。

第十八条　支店長、鉱業所長又ハ主任ヲ以テ支部長又ハ分会主任トス。支部長ハ会長ノ命ヲ受ケ支部一切ノ会務ヲ指揮監督ス。分会主任ハ支部長ノ命ヲ承ケ分会ノ会務ヲ掌理ス。

第十九条　書記ハ会長之ヲ任免シ、所属上長ノ命ヲ承ケ其ノ擔當事務ヲ処理ス。

第二十条　委員ハ賛助会員及正会員中ヨリ支部長之ヲ指名シ、支部ニ於ケル会務ニ参与ス。

第廿一条　委員ノ任期ハ一ケ年トス。

第廿二条　世話役ハ会長之ヲ任免シ、正会員及其ノ家族ノ慰安、指導、啓発ニ従事シ、其ノ他諸相談ニ応シ斡旋ノ労ヲトルモノトス。

第廿三条　委員及世話役ノ数ハ支部長ノ具申ニ依リ会長之ヲ定ム。

第五章　慶　弔

第廿四条　正会員婚姻ヲ為シタルトキハ金五円ノ祝儀ヲ贈ルモノトス。但シ、第二回以後ハ其ノ金額ヲ逓減スルコトアルベシ。

第廿五条　正会員子女ヲ挙ゲタルトキハ金参円ノ祝儀ヲ贈ルモノトス。正会員ナル戸主其ノ家族ニ養子ヲ為シ、又ハ正会員ノ子女ニシテ婚姻ヲナシタル場合亦同シ。但シ、里方ニ付テハ此ノ限リニアラズ。

第廿六条　正会員軍務ノ徴収ニ応シタルトキハ金拾円ノ祝儀ヲ贈ルモノトス。退営シタルトキ亦之ニ準ス。

第廿七条　正会員戦時又ハ事変ノ為メ召集ニ応シタルトキハ金拾円ノ餞別ヲ贈ルモノトス。凱旋シタルトキハ祝儀亦之ニ準ス。前項ノ正会員ノ在坑家族ニハ一日金参拾銭宛ヲ贈ルモノトス。

第廿八条　正会員死亡シタルトキハ左ノ香典ヲ其ノ遺族ニ贈ルモノトス。

在会年数	一年未満	一年以上五年未満	五年以上
金　額	金拾円	金拾五円	金弐拾円

第廿九条　正会員ノ家族死亡シタルトキハ金五円ノ香典ヲ贈ルモノトス。

第六章　共　済

第三十条　正会員天災地変ニ遭遇シタルトキハ金参円ノ見舞金ヲ贈ルモノトス。但シ、特ニ救済ノ必要アリト認メタル時ハ、遭難ノ程度ニ依リ其ノ金額ヲ増加スル事アルベシ。

第卅一条　正会員不具癈疾トナリタル場合ハ左ノ見舞金ヲ贈ルモノトス。

種類＼在会年数	一年未満	一年以上五年未満	五年以上
終身自用ヲ弁スル事能ハザルモノ	金参拾円	金三拾五円	金四拾円
自用ハ弁シ得ルモ終身労役ニ従事スル事能ハサルモノトス	金拾五円	金弐拾円	金弐拾五円
従来ノ労役ニ従事スル事能ハサルモノ	金五円	金拾円	金拾五円

第卅二条　正会員疾病傷痍ノ為メ一週間以上休業ノ止ムナキトキハ、休業第七日目ヨリ一日金参拾銭宛ヲ贈ルモノトス。

但シ、伝染病及公傷患者ニシテ会社所定ノ救助ヲ受クルモノヲ除ク。

前項ノ療養金ノ支給ハ百日ニシテ止ム。

第卅三条　前条療養金支給額ハ其給料ノ三分ノ二ヲ超ユル事ヲ得ス。

第卅四条　前二条ノ場合ニ於テ特ニ救済ノ必要アリト認メタルトキハ、其規定ニ依ラズ救助スルコトアルベシ。

第卅五条　正会員分娩ノ為メ休業セルモノハ、分娩後一ケ月内ニ限リ前三条ノ規定ヲ準用ス。

第七章　会　計

第卅六条　本会ノ会計年度ハ本会社ノ会計年度トス。

第八章　附　則

第卅七条　本規則ノ改正ハ支部長会議ニ於テ之ヲ決ス。但、支部長ハ豫メ委員会ニ諮問スル事ヲ要ス。

第卅八条　本規則ハ大正八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。

第卅九条　當分ノ中法律上ノ手続ヲ完了サセルモ、事務所ニ届出テタルノハ之ヲ正當婚姻ト看做ス。（ママ）

第四十条　本規則中家族トハ会員ト同居セル親族ニシテ、支部又ハ分会ニ豫メ届出タルモノニ限ル。

第四十一条　本規則ニ依ル支給ハ、相當ノ證明ヲ以テ事故発生後三十日以内ニ支部又ハ分会ニ届出タルモノニ之ヲ為スベシ。

第四十二条　法律、命令、其他本会社ノ規則・通達ニ違反シ、或ハ闘争、自殺、其他公ノ秩序、善良ノ風俗ニ反スル場合ニハ本規則ヲ適用セズ。

第四十三条　鉱夫扶助規則第六条乃至第八条及ヒ第十一条ハ本規則ニ之ヲ準用ス。

第四十四条　本規則ノ施行ト共ニ本規則ニ重複又ハ矛盾スル内規等ハ之ヲ廃止ス。

〈註〉「団體規則」に據る。

信和会趣意書

我々数千人の人々が屢々方々から集って来て、同じ会社の同じ鉱山で一所に働くと云ふ事は、お互の間に何かのゐんねんがあると思ひます。縁あって折角一所になったからには、お互に仲良く暮して愉快に働きたいと思ひます。之をたとへて見れば、丁度一家内の様なものであります。親子兄弟の縁に繋がるからには一家睦じく愉快に暮したいと思ふのと同じ事であります。そして此の親しき大家族の我々が働いてゐるのは、つまりは地の中に埋ってゐる石炭と云ふ国のたからを掘出して、之を世間の用に役立て様と云ふのであります。我々が日々働いてゐればこそ日本の国も段々富んで行くのであります。それで我々が毎日働いてゐるの

は身のため家のためである丈でなく、又大いに日本の為めになって居るので、我々は国の為めに立派な御奉公をしてゐます。こう考ふると、我々は一層ふんぱつして働かねばならぬ事になります。

けれども多人数一所になって働いてゐれば、そこには少し位気にくはぬ事も時々出来るものでありますが、之を仲良く愉快に働かうと云ふには、第一にはお互に気心を知り合ふて力をあはせて働くと云ふ事が大切であります。もし間違が起り不平があっても、お互に先方の心の中に思ってゐる事がよくわかれば自然に疑は晴れて間違の起る事もなくなりて、お互に信用し合ひ力を和せ一致して愉快に働く事が出来ます。又第二には思遣りがあって苦楽を共にする心持がなくてはなりません。之を一気にたとへて見れば、親は子をいたわり子は親を慕ひ、兄弟仲良く互に力を和せて真面目に働けばこそ一家は繁昌すると同じで、此の思ひやりがあって苦楽を共にすると云ふ心があれば、たとひ仕事場は違ひ、する仕事は別でありましても、互に助け合ふと云ふ美しい心から自然仲も良くなり愉快に働く事が出来ます。又我々は熱心に働くと同時に段々身の仕合も増し、又立派な心の人にもなりたいと思ひますが、それには第一自分の心の置き方がかんようでありますが、又一つにはそんな風になる様に教へてくれたり導いてくれたりする人がなからねばなりません。つまり、何事に依らず世話してくれる、相談に乗ってくれる人が必要なわけであります。

そこで此の信和会と云ふ会が出来て、此会で前に申した目的を遂げる為めに大体次の様な事を定めたのです。

一、此の明治鉱業会社の人は本社の人でも鉱山の役員でも鉱夫でも皆此の会の会員であります。

一、此の会の目的は前に申した趣意でありますから、規則書の第二条には次の様な事が書いてあります。

初の處に書いてある事は、お互に気心を知り合ひて互に信用し合ひ力を和せて働くと云ふ事でありまして、此の会の大切な目的であります。

それで会の名前も信和会と付けた訳であります。

後の處に書いてある正会員の福利を増進すると云ふ事は、正会員だけの幸福になる事や又為めになる事をすると云ふ事で、我々は熱心に真面目に仕事を働いていれば世間に後れない様に種々の事を世話もしてくれ、教へてくれ、導いてもくれ、又相談にも集ってくれると云ふ事でありまして、そのために世話役と云ふ人が置いてありますから、小供の教育の事でも内輪の事でも、又会社に要事のあるときでも、何んでもよいから遠慮なく世話役に申出れば、世話役は必ず親切に心持よく世話してくれます。斯うしてもらへばお互に安心して働ける訳であります。

又慶弔共済を為すと云ふ事は、正会員だけの一家内に目出度い事や悲しい事のあったときに祝儀や香奠を贈り、又火事にあったとか、産後とか、軍隊に入営したとか戦争に行ったとか云ふときには手当金を贈ると云ふ事であります。之れはお互に思ひやりをして苦楽を共にすると云ふ美しい心から出るのであります。此金を贈る事についてのくわしい事は規則書に書いてあります。

一、信和会の事で我々会員が時々相談することがありますが、其時に数千の会員が皆集って相談すると云ふ事はかへってこんざつしますから、かねて会員の内から委員をきめて置いて、此委員の人々が重なることからの相談にあづかる事になってゐます。委員には親切な立派な人を

会長が会員の内から江らぶ事になってゐます。

一、前にも申した様に喜び事や悲み事や其他種々の事の為めに、此会にはたくさんの金がいります。そこで正会員は毎月拾銭宛の会費を出します。賛助会員も月給の中から応分の会費を出します。けれども唯之れだけでは月々の支拂に足りませぬから、会社から此足らぬ丈の金は其都度出す事になっています。

〈註〉小林為之介「創立當時の回顧」（「信和」誌第十三号・昭和九年十一月）に據る。なほ、信和会創設に関して記すところを参考に摘記すれば、(1)社長松本健次郎、副社長安川清三郎、相談役安川敬一郎の三人が協議の上の「独自の発意」により設置したものであり、(2)規則、会運用要領などについては、社長の命を受けて常務白土善太郎、同石渡信太郎をはじめ本社課長、各鉱業所長などが審議して作成した。(3)実施後間もなく安川敬一郎が私財二十万円を信和会基金として提供した。

信和会規則（改正）

第一章　総　則

第一条　本会ハ明治鉱業株式会社信和会ト称ス。

第二条　本会ハ本部ヲ本社ニ置キ、支部ヲ鉱業所ニ置ク。但、都合ニ依リ鉱業所分坑ニ分会ヲ置クコトヲ得。

第三条　本会ノ目的左ノ如シ。

一、会員相互ノ意思ヲ疏通シ、信義ヲ重ンシ、和衷協同ノ実ヲ挙ケ、併セテ生産能率ノ増進ヲ図ルコト。

二、会員及其家族ノ生活ノ向上改善、福利ノ増進ヲ図リ、兼ネテ慰安娯楽ノ実行ニ努力スルコト。

三、正会員ニ対スル弔慰表慶ヲナスコト。

第二章　会　員

第四条　本会ノ会員ヲ分チテ左ノ三種トス。

一、正会員　二、賛助会員　三、名誉会員

正会員ハ本会社ノ鉱夫ニシテ鉱夫名簿ニ登録セラレタルモノトス。

賛助会員ハ本会社ノ役員及従業員トス。

名誉会員ハ本会又ハ本会社ニ功労アリシモノニシテ本会会長ノ推薦シタルモノトス。

第三章　役　員

第五条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

本　部

一、会　長　一名　二、副会長　二名

三、評議員　若干名　四、幹　事　一名

五、書　記　一名

支　部

一、支部長　若干名　二、副支部長　若干名

三、分会長　若干名　四、書　記　若干名

五、委　員　若干名　六、世話役　若干名

第六条　会長ハ本会社ノ社長ニ當リ、本会ヲ統率シ之ヲ代表ス。

第七条　副会長ハ一名ハ本会社ノ副社長ヲ以テシ、一名ハ重役中ヨリ会長之ヲ指名ス。

副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アルトキハ之ヲ代理ス。

第八条　評議員ハ会長、副会長以外ノ本会社重役トス。
評議員ハ本会ノ重要事務ニ参与ス。
第九条　幹事ハ会長之ヲ任免シ、会長ノ命ヲ承ケ本部ノ事務ヲ掌理ス。
第十条　支部長ハ鉱業所長ヲ以テ之ニ充ツ。
支部ニハ都合ニ依リ副支部長ヲ置クコトヲ得。
副支部長ハ会長之ヲ指名ス。
支部長ハ会長ノ命ヲ承ケ支部一切ノ事務ヲ指揮監督ス。
副支部長ハ支部長ヲ補佐シ、支部長事故アルトキハ之ヲ代理ス。
第十一条　分会長ハ鉱業所分坑主任ヲ以テス。
分会長ハ支部長ノ命ヲ承ケ分会ノ事務ヲ掌理ス。
第十二条　委員ハ其ノ半数ヲ賛助会員中ヨリ支部長之ヲ指名シ、他ノ半数ハ別ニ定ムル選挙規則ニ依リ正会員中ヨリ之ヲ選挙ス。委員ノ任期ハ一ケ年トス。
委員ハ本会諸般ノ事務ニ干与ス。
第十三条　世話役ハ会長之ヲ任免シ、支部長ノ命ヲ承ケ本会員及其ノ家族ノ慰安、指導啓発ニ従事シ、其ノ他諸般ノ世務ノ相談ニ応シ斡旋ノ労ヲ執ルモノトス。
第十四条　書記ハ会長又ハ支部長之ヲ任免シ、其ノ所属上長ノ命ヲ承ケ其ノ擔當事務ヲ処理ス。

第四章　事　業

第十五条　第三条ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ。
一、委員会ノ開設
二、弔慰表慶
三、福利施設
第十六条　委員会ハ支部又ハ分会毎ニ之ヲ設ケ、会社並ニ会員相互間ノ理解ト信頼トニ基キ、主トシテ生産能率ノ増進、福利及慰安娯楽ノ施設等ニツキ協議ヲ遂クルヲ以テ目的トス。
第十七条　委員会ハ前条ノ趣旨ニ依リ会社又ハ委員ノ提案ヲ調査審議シ、其ノ結果ヲ会社ニ報告スルモノトス。
第十八条　委員会ハ懇談制トシ、座長ハ支部長之ニ當リ、又ハ其ノ都度支部長之ヲ指名ス。
第十九条　委員会ハ隔月一回定時ニ之ヲ開ク。但、支部長必要ナリト認メタルトキハ臨時会ヲ開クコトヲ得。
委員総数ノ三分ノ一以上ノモノヨリ会議ノ目的タル事情ヲ示シ臨時会ノ開会ヲ請求シタルトキ亦同シ。
第二十条　世話役ハ委員会ニ出席シ、其ノ意見ヲ開陳スルコトヲ得。
第廿一条　正会員間ニ弔慰表慶スヘキ事項ヲ表シタルトキハ、支部長ニ於テ審査ノ上別表ニ依リ之ヲ贈ルモノトス。
第廿二条　福利及慰安娯楽ノ施設ハ本会自ラ又ハ会社ノ委嘱ニ依リ之ヲ行フ。

第五章　基　金

第廿三条　基金トシテ指定寄附ヲ受ケタルモノヲ以テ本会ノ基金トス。
基金ハ本部ニ於テ之ヲ保管シ、其ノ利子ハ本会ノ経常費ニ充ツ。
基金ノ配分ニ付テハ支部長会議ニ於テ議決ノ上、評議員会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

第六章　会　計

第廿四条　正会員ノ会費ハ一ケ月金五銭トシ、毎月末日迄ニ其ノ月分ヲ納付スルモノトス。但、一ケ月全休セルモノハ其ノ月分ハ之ヲ免除ス。

第廿五条　賛助会員ハ一定ノ賛助金ヲ醵出シテ本会ノ事業ヲ賛助ス。

第廿六条　基金利子、会費及賛助金ヲ以テ本会ノ費用ヲ支弁シ、不足スル場合ハ会費ト同額以内ノ金額ヲ会社ヨリ補助ス。

第廿七条　本会ハ金品ノ寄贈ヲ受クルコトヲ得。但、用途ヲ指定セラレタルトキハ、本会ノ目的ニ反セサル限リ其ノ指定ノ目的ニ之ヲ使用ス。

第廿八条　本会ノ会計年度ハ会社ノ会計年度ニ據ル。

第廿九条　決算ハ各支部毎ニ之ヲ為シ、締切後一ケ月以内ニ会員一般ニ報告スルモノトス。

第七章　附　則

第三十条　本則ノ改正ハ支部長会議ニ於テ之ヲ決ス。但、支部長ハ豫メ之ヲ委員会ニ諮問スルコトヲ要ス。

支部長会議ハ正副会長ノ外評議員、幹事、支部長、副支部長列席ノ上之ヲ開ク。

第卅一条　本則中婚姻及養子縁組トハ、法律上ノ手続ヲ缺クト雖モ豫メ事務所ニ届出タルモノハ以テ足ル。

第卅二条　本則中家族トハ、会員ト同居ノ親族ニシテ豫メ事務所ニ届出タルモノニ限ル。

第卅三条　本則ニ據リ贈与ハ、事故発生後三十日以内ニ支部又ハ分会ニ申出テタルモノナルコトヲ要ス。

第卅四条　法令又ハ本会社ノ規則ニ違反シ或ハ闘争、自殺、其ノ他公ノ秩序、美良ノ風俗ニ反スル場合ハ、本則ニ依ル贈与ハ之ヲ為ササルコトヲ得。

第卅五条　鉱夫扶助規則第八条乃至第十条及第十二条ノ規定ハ之ヲ本則ニ準用ス。

（別表）共　済　表

事　項	金額	記　事
甲会員自身ノ婚姻	五・〇〇円	第二回以後ハ其金額ヲ逓減スルコトアルヘシ
甲会員子女ヲ挙ケタルトキ	三・〇〇	
甲会員養子ヲ迎ヘタルトキ及子女タル乙会員ノ婚姻シタルトキ	三・〇〇	
甲会員自身ノ死亡	一〇・〇〇	
乙会員ノ死亡	五・〇〇	
乙会員ノ長期傷病見舞	一〇・〇〇	別ニ定ムル内規ニ依リ支部長ニ於テ共済ノ必要アリト認メタルモノ
甲会員ニシテ天災地変ニ遭遇シタルトキ	一〇・〇〇	特ニ共済ノ必要アリト認メラレルトキハ、遭難ノ程度ニ依リ其金額ヲ増加スルコトヲ得
甲会員ニシテ終身自用ヲ辨スルコト能ハサルニ至リタルトキ	三〇・〇〇	
甲会員ニシテ自用ハ辨シ得ルモ、終身労役ニ従事スルコト能ハサルニ至リタルトキ	二〇・〇〇	
甲会員ニシテ労役ニ従事スルコト能ハサルニ至リタルトキ	一〇・〇〇	

〈註〉　会誌「信和」創刊号（昭和三年）

小坂鉱山交誠会々則

総　則

第一条　本会ハ会員相互ノ親睦ヲ図リ、智徳ヲ磨キ、質実勤勉ノ美風ヲ涵養シ、貯蓄ヲ奨メ、以テ福祉ヲ増進スルヲ目的トス。

第二条　本会ハ小坂鉱山、同支山ニ勤務スル飯場頭、助手、工手、職頭、小頭及名簿登録済ノ鉱夫ヲ以テ組織ス。

会員外名望者ニシテ本会ノ趣旨ニ賛成シ本会ノ発達ヲ援助スル者ハ賛助員トス。

第三条　本会ハ本部ヲ小坂鉱山渡ノ羽ニ、支部ヲ花岡支山ニ置ク。

第四条　本会支部会則ハ本会々則ニ準ジテ別ニ之ヲ定ム。

機　関

第五条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

会　長　一名

副会長　二名

理　事　十名（内、理事長一名ヲ互選ス）

評議員　五十一名

顧　問　若干名

会計監督　一名

第六条　役員ノ任期ハ二ケ年トス。但、再選ヲ妨ケス。

役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ、本会々則ニヨリ遅滞ナク補缺選挙ヲ行フコトヲ要ス。

補缺選挙ニヨリ就任シタル役員ハ、前任者ノ任期ヲ継承ス。

第七条　会長ハ本会ヲ統理シ、本会ニ関スル一切ノ責ニ任ス。

副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アルトキハ之ヲ代理ス。

第八条　理事ハ理事会、評議会ノ議事ノ整理、議事録ノ保管、其他一切ノ会務ヲ司掌ス。

第九条　理事会ハ会長、副会長、理事ヨリ成リ、会長之ガ議長トナル。

第十条　理事会ハ必要ニ応シテ会長之ヲ召集ス。

理事会ハ日常会務並評議会決議執行ニ関スル事項ヲ審議シ、其ノ決議ハ凡テ出席理事会員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス。

第十一条　評議会ハ会長、副会長、理事、評議員ヨリ成リ、会長之ガ議長トナル。

第十二条　評議会ハ本会ノ重要会務ヲ審議シ、其ノ決議ハ凡テ出席評議会員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス。但シ、出席評議会員半数以下ナルトキハ採決スルコトヲ得ス。

出席評議員半数以上ノ場合ト雖モ、議事ニシテ尚研究調査ノ必要アリト認メタルトキハ、議長ハ採決ヲ留保スルコトヲ得。

第十三条　評議会ハ通常評議会及臨時評議会ノ二種トス。

通常評議会ハ毎年一回　四月十日ニ之ヲ開ク。

臨時評議会ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク。

一、理事会ニ於テ必要ト認メタルトキ。

二、評議員総員ノ二分ノ一以上ヨリ会議ノ目的ヲ示シテ請求シタル時。

第十四条　評議会ノ召集ハ、開会前少クモ三日前ニ議案ト共ニ書面ヲ以テ評議会員、顧問、会計監督ニ通知スルコトヲ要ス。

第十五条　顧問ハ本会ノ健全ナル発達ヲ助成スル為メ本会ノ枢機ニ参与

シ、且理事会、評議会ニ列席スルノ権限ヲ有ス。

会計監督ハ本会ノ財産状態並ニ其ノ収支ヲ審査監督ス。

第十六条　顧問及会計監督ハ理事会ノ決議ニヨリ賛助員ヨリ推薦ス。

選　挙

第十七条　役員ノ選挙ハ四月ニ行フ。

第十八条　役員ハ満二十才以上ノ戸主又ハ稼主ニシテ一ケ年以上継続シテ小坂鉱山ニ勤務シタルモノタルコトヲ要ス。

第十九条　評議員ノ選挙ハ各選挙区ニ付各別ニ之ヲ行フ。

但、鉱夫側会員ノ選挙区ニ於テハ、選挙前少クトモ五日前ニ選挙委員ヲ選定シ、其選挙委員ニヨリテ評議員ヲ選挙ス。

選挙委員ハ鉱夫男会員二十分ノ一、鉱夫女会員三十分ノ一ノ割合ニテ評議員選挙区別ニ之ヲ定メ、男会員二十人、女会員三十人ニ満タザル端数ニシテ各基本数ノ二分ノ一以上ナルトキモ、尚一名ヲ選定スルコトヲ得。

第二十条　評議員ノ選挙区ハ左ノ如シ。但、選出評議員ノ数ハ其都度選挙委員数ニ按分ス。

別紙（略）

第廿一条　会長ハ飯場側評議員、助手、工手、職頭、小頭側評議員、鉱夫側評議員ヨリ候補者各一名宛ヲ全評議員ニ於テ選挙シタル三名ニテ互選シ、他ノ二名ハ副会長トナル。

理事ハ会長、副会長合議ノ上評議員中ヨリ選任ス。

第廿二条　選挙施行ニ関スル細則ハ評議会ニ於テ定ム。

会　計

第廿三条　本会ハ会費並ニ寄附金ヲ以テ維持基金トス。

第廿四条　本会々費ハ男会員金五銭、女会員金弐銭トシ、毎月賃金ヨリ之ヲ差引徴収ス。飯場頭ハ毎月所属会員ノ会費ヲ取纏メ、会員移動報告ト共ニ納入スルモノトス。

会費ハ如何ナル場合ニ於テモ拂戻ヲナサズ。

第廿五条　本会ノ維持基金ハ小坂鉱山事務所ニ預入レ、利殖ヲ計ルモノトス。

第廿六条　本会ノ収入支出ハ毎年三月、九月ノ二期ニ理事決算報告書ヲ作製シ、会計監督ノ審査並ニ通常評議会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

罰　則

第廿七条　本会々員ニシテ本会ノ名誉ヲ毀損シタルモノ、又ハ本会々則ニ違反シ、漫ニ秩序ヲ紊乱スル所為アリタルモノハ、理事会ノ決議ヲ以テ除名ス。

附　則

第廿八条　本会ノ目的ヲ遂行スル為ニ行フ事業ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム。

第廿九条　本会々則ハ大正九年四月十九日ヨリ施行ス。

大正八年十月五日施行シタル本会々則ハ本法施行ト同時ニ無効トス。

備　考

本会ノ事業トシテハ、修養、娯楽ノ機関トシテ本山三ケ所、支山一ケ所ニ倶楽部ヲ経営ス。又當山事務所管理ノ下ニ従業員全体（役員ヲ含ム）ヲ包括スル購買組合ヲ経営ス。

〈註〉「小坂鉱山労働争議顚末概要」（大正十二年八月）に據る。

不老倉成信会規約

第一章　総　則

第一条　本会ハ當鉱業所ト其鉱夫間ノ意思ノ疎通ヲ図リ、協議ノ上相互ノ福利増進ヲ企図スルヲ以テ目的トス。

但シ、会ノ附属事業トシテ別ニ労働者ノ修養又ハ娯楽ニ関スル集団ノ施設ヲ為スコトアルベシ。

第二条　本会ハ不老倉成信会ト称ス。

第三条　本会ノ会務所ハ當分経理課鉱夫係内ニ置ク。

第二章　協議員

第四条　本会協議員左ノ如シ。

一、鉱業所側協議員ハ所員中ヨリ鉱業所長（以下、単ニ所長ト称ス）之ヲ指名ス。

二、組頭側協議員ハ組頭中ヨリ所長之ヲ指名ス。

三、鉱夫側協議員ハ鉱夫代表者トス。

但シ、代表者ハ當分ノ内所長之ヲ推挙ス。

第五条　協議員ノ数及其任期ハ所長之ヲ定ム。

第三章　会ノ機関

第六条　本会ニ左ノ会務員ヲ置ク。

幹事長　一名

幹　事　二名

世話役　三名

第七条　幹事長ハ鉱業所側協議員中ヨリ、幹事ハ鉱業所側及組頭側協議員中ヨリ、世話役ハ各側協議員中ヨリ、當分所長之ヲ指名嘱託ス。

第八条　幹事長ハ会務ヲ処理シ、其決裁ハ之ヲ所長ニ仰キ、会議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス。

第九条　幹事ハ幹事長ヲ補佐シ、会務ヲ整理シ、会ニ関スル書類ノ保管其他常務ニ従事ス。

第十条　世話役ハ協議員相互間ノ伝達ヲ為シ幹事ヲ補佐シ、其他一切ノ世話ヲ為ス。

第十一条　会議ヲ分チテ左ノ三種トス。

一、通常会

第一協議会　鉱業所側及組頭側協議員ヲ以テ之ヲ組織ス。

第二協議会　鉱業所側及鉱夫側協議員ヲ以テ組織ス。

二、臨時通常会

必要アルトキ之ヲ開ク。

三、総会

協議員全部ヲ以テ之ヲ組織シ、必要アルトキ之ヲ開ク。

第十二条　議事ハ第二協議会ニ於テ決議シ、更ニ之ヲ第一協議会ニ付議シ、其議決ヲ経タルモノトキハ幹事長ヲ所長ニ申告シ、其決裁ヲ仰クモノトス。

第十三条　所長又ハ幹事長ハ其意見ニ依リ議決セル事項ヲ再議スルコトヲ得。

第十四条　通常会ハ毎月約一回トシ、幹事長之ヲ招集ス。

附　則

第十五条　本規約ハ大正八年十一月ヨリ之ヲ施行ス。

第十六条　本規約ハ各会議ノ決議ヲ経テ所長ノ認可ヲ受クルニアラザレバ改正スルコトヲ得ス。

第十七条　本規約ニ定メナキ事項ハ、幹事長ヨリ之ヲ所長ニ申告シ其指揮ヲ受クベシ。

〈註〉「大正九年上期使傭人問題常態調査書」（不老倉鉱山）に據る。「調査書」は本会について次の記述をしてゐる。(1)「従前ヨリ鉱業所対鉱夫間ノ仲介機関トシテ鉱夫総代ナル者ヲ置キ」相互意志疎通に當らしめてゐたが、大正八年十一月にこれを廃止して不老倉成信会を創立した。(2)「其ノ趣旨タルヤ純然タル意志ノ疎通機関ナリ。而シテ其ノ協議機関ハ安全円滑ヲ謀ル上ニ於テ二次協議制ヲ取リ」、且つ第一、第二両協議会を通過した事項でも、「所長ノ意見ニ依リテハ其レヲ覆スコトヲ得ルモノトセリ。」(3)これの利用により「騒擾ヲ未然ニ防止セルコト屢々」である。(4)現行規約に関して、(イ)「此ノ費用一切ハ所費支辨トセリ」。(ロ)「大正九年上期中ニ於ケル之レカ事業トシテハ、随時放楽興行ヲ本会協議員ニ凭リテ世話監督セルニ止マリ、其他何等ノ施設ナシ」。(ハ)協議会は「全期中ニ三回開催」した。(ニ)「鉱業所ノ此ノ場合ニ対スル補助」は、「成信会ノ性質上、補助金トシテノ支出ナシ」と記してゐる。

北海道石炭鉱業会・鉱夫団体組織草案

本会組織ニ付

一、本会ハ各礦個々ニ組織セントス、蓋シ横断的組合ニ急進スルノ弊ヲ避クルノ意ナリ。

一、会名ハ組合トセス、何々会トシ、各礦適宜ニ付スル方穏當ト思料ス。

一、本会組織ニ付テハ、初メヨリ鉱夫ノ重ナルモノヲ相談役ト云フ風ニシテ参加セシメ、意思ノ疎通ヲ図ルト同時ニ、責任ヲ分擔セシムルヲ得策ト思料ス。

一、共済ハ従来ノ共済会規則ニ若シ必要アレバ適宜修正ヲ加ヘテ之ヲ適用シ、（無論共済会ヲ本会事業ニ移ス）、其事務細則ハ各礦適宜ニ定ムルヲ可トスヘシ。

一、左ノ事項ハ、鉱業会ノ事業トシテ逐次実行スル計画ナリ。

一、労働保険ニ類スル事。

二、失業救済及職業紹介。

三、鉱夫及子弟ノ教育並ニ保護。

四、熟練鉱夫ノ養成。

五、慰安及選奨。

六、経営者対鉱夫間ノ争議・仲裁調停。

七、其他一般労働問題ノ調査研究、指導又ハ提議。

一、消費組合、人事相談部等ニ付テモ考慮シ居レリ。

一、従来鉱業会ニテ取扱ヒ居レル不良鉱夫ノ排除、争奪防止ノ如キハ之ヲ本会ニ移ス等ナリ。

何々会綱領

一、我等ハ国體ヲ尊重シ、国家ノ隆昌、産業ノ振興ヲ図ラントス。

一、我等ハ人格ノ修養ト技術ノ熟練ニ依リ、我等ノ職責ヲ全ウセンコトヲ期ス。

一、正義公明ハ我等ノ見方ナリ、不正奸譎ハ我等ノ敵ナリ。

会則草案

第一条　本会ハ何炭〈坑〉鉱夫何々会ト称ス。

第二条　本会ノ目的左ノ如シ。

一、会員間ノ親睦・共済。

二、雇傭関係及労働条件ノ改善。
三、業務上ノ利益ノ増進及弊害ノ除去。

第三条　本会ハ前条ノ目的ヲ達スル上ニ於テ努メテ経営者ト意思ノ疎通ヲ図リ、協調ノ実ヲ挙ケンコトヲ期ス。

第四条　本会ハ本部ヲ何礦ニ置キ、便宜支部ヲ設クルコトヲ得。

第五条　本会ノ資金ハ会員ノ醵出及篤志者ノ寄附ニ依ル。

第六条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、会　長　一名
一、幹　事　一名
一、代議員　若干名

会長ハ会員又ハ其以外ヨリ、幹事ハ会員ヨリ代議員ノ選挙ニ依リ之ヲ定ム。

代議員ハ本礦ニ一ケ年以上勤続セル会員ノ選挙ニ依リ之ヲ定ム。

第七条　会長ハ本礦職員又ハ本礦ニ五箇年以上勤続シタル鉱夫タルコトヲ要ス。

幹事及代議員ハ本礦ニ参箇年以上勤了シタル鉱夫タルコトヲ要ス。

第八条　本会役員ハ名誉職トシ、其任期ハ満弐箇年トス。但、満期再選ヲ妨ケズ。

第九条　役員ハ解職又ハ解雇ト共ニ資格消滅ス。

第十条　本会ハ総会ノ決議ニ依リ、本礦ノ事業ニ密接ノ関係アルモノ若干名ニ顧問ヲ嘱託シ最高ノ諮詢機関トナス。総会又ハ代議員会ニ提出スベキ議案ハ必ズ顧問ニ諮詢スル事ヲ要ス。

第十一条　会長ハ会務ヲ総攬シ、幹事ハ会務ヲ執行ス。

代議員ハ合議ニ依リ重要ナル会務ニ関シ会長ノ諮問ニ応シ又ハ意見ヲ提出シ、会務ノ遂行ヲ協賛スルモノトス。

第十二条　会長必要ト認ムルトキハ代議員会ヲ招集スル事ヲ得。代議員三分ノ二以上ノ請求アリタルトキ亦同シ。

第十三条　代議員会ハ二分ノ一以上ノ出席ヲ以テ成立シ、其議事ハ出席者ノ過半数ニ依リ決ス。賛否同数ナルトキハ議長ノ表決ニ依ル。

代議員会ノ議長ハ会長之ニ當リ、会長差支アルトキハ幹事、幹事差支アルトキハ代議員中ヨリ互選ス。

第十四条　幹事ハ其職務ヲ行フタメニ有給職員ヲ置クコトヲ得。

第十五条　本会ノ総会ハ毎年一回一月ニ之ヲ開ク。

会員三分ノ二ヨリ目的タル事項ヲ示シ請求アリタルトキハ、臨時総会ヲ招集スヘキモノトス。

第十六条　会長ハ総会ノ日ヨリ十日以前ニ会議ノ目的タル事項並ニ日時・場所ヲ会員ニ通知スルコトヲ要ス。

第十七条　総会ハ総会員二分ノ一以上ノ出席ニ依リテ成立シ、其議事ハ出席者ノ過半数ニ依リ決ス。但シ、賛否同数ナルトキハ議長ノ表決スル所ニ依ル。

総会ノ議長ハ会長之ニ當リ、会長差支アルトキハ幹事、幹事差支アルトキハ代議員中ヨリ互選ス。

第十八条　左ノ事項ハ総会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス。

一、定款ノ変更
二、解散
三、会費賦課法
四、収支豫算
五、其他代議員ニ於テ総会ニ付スベキモノト決シタル事項

第十九条　左ノ事項ハ総会ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス。
一、資産及収支計算
二、主要ナル業務ノ経過
第二十条　総会及代議員会ニハ已ムヲ得ザル事情アルトキニ限リ代人ノ出席ヲ許ス。
第廿一条　総会又ハ代議員会ノ議事ニ特別ノ利害関係ヲ有スルモノハ、其議決権ヲ行フコトヲ得ズ。
第廿二条　会員中左ノ行為アリタルトキハ、代議員会ノ決議ニ依リ除名ス。
一、事業上不正ノ行為アリタルモノ
二、徳義上許スベカラザル行為アリタルモノ
三、法律上ノ罪ヲ犯シタルモノ
四、本則又ハ本会ノ規則ニ背キ本会ノ目的ヲ遂行スル上ニ於テ妨害トナルモノ
五、其他鉱夫ノ體面ヲ汚ス行為アリタルモノ
第廿三条　本会ノ変更及解散ハ出席会員四分ノ三以上ノ同意ヲ要ス。
第廿四条　共済其他本会ノ目的ヲ遂行スルニ付必要ナル細則又ハ規約ハ別ニ之ヲ定ム。
〈註〉「労働団体」に據る。「北海道石炭鉱業会ニテ附議サレタル鉱夫組合類似ノ団体組織ニ関スル同鉱業会ノ草案写」（大正八年十月廿日付添信）である。

三井砂川炭礦鉱夫親和会規則

I

親和会綱領

一、我等ハ国家本位ノ主義・見地ヨリ国家ノ隆昌、産業ノ振興ヲ図ルモノナリ。
一、我等ハ人格ノ修養ト技術ノ熟練トニヨリ、我等ノ職責ヲ全フセンコトヲ期ス。
一、正義公明ハ我等ノ主張ニシテ、不正奸譎ハ我等ノ敵ナリ。

親和会々則

第一条　本会ハ三井砂川鉱業所鉱夫親和会ト称シ、三井砂川鉱業所鉱夫ヲ以テ組織ス。
第二条　本会ノ目的左ノ如シ。
一、会員間ノ親睦・共済。
二、雇傭関係及労働条件ノ改善。
三、業務ノ利益ノ増進及弊害ノ除去。
第三条　本会ハ前条ノ目的ヲ達スル上ニ於テ努メテ経営者ト意思ノ疎通ヲ図リ、協調ノ実ヲ挙ケンコトヲ期ス。
第四条　会員ハ本会ノ綱領ヲ体シ奮励努力スヘキハ勿論、前二条ノ目的及宣言遂行ニ関シテハ、総テ本会ノ意思ヲ尊重シ其節度ニ服スル義務アルモノトス。
第五条　本会ノ資金ハ会員ノ醵出及篤志者ノ寄附ニ依ル。
第六条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。
一、会　長　一名。
一、副会長　一名。
一、幹　事　四名。
一、代議員　若干名。

会長、副会長及幹事ハ、会員又ハ其以外ヨリ代議員ノ選挙ニ依リ之ヲ定ム。

代議員ハ別ニ定ムル代議員選挙規則ニ依リ選挙ス。

第七条　会長、副会長及幹事ハ、當鉱業所用地内ニ現住スル男子ニシテ左記ノ資格ヲ具備スルモノタルコトヲ要ス。

一、会長ハ當所事業ニ直接関係アル者、又ハ五ケ年以上勤続シタル会員タルコト。

一、副会長及幹事ハ當所ノ事業并ニ会員ト密接ノ関係アルモノ、又ハ當所ニ二ケ年以上勤続シタル会員タルコト。

第八条　本会役員ハ名誉職トシ、其任期ハ左ノ如シ。

一、会　長　満四ケ年

一、副会長　満四ケ年

一、幹　事　満三ケ年

一、代議員　満二ケ年

但、満期再選ヲ妨ケス。

第九条　役員ハ解職、転勤、転稼又ハ解雇ト共ニ資格消滅ス。

第十条　本会ハ総会ノ決議ニ依リ、當所ノ事業ニ密接ノ関係アルモノ若干名ニ顧問ヲ嘱託シ、最高諮詢機関トス。

総会又ハ代議員会ニ提出スヘキ議案ハ、必ラス顧問ニ諮詢スルコトヲ要ス。

第十一条　会長ハ会務ヲ総攬シ、幹事ハ会務ヲ執行ス。

副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故ノトキ之ヲ代理ス。

代議員ハ別ニ定ムル規定ニ依リ代議員会ニ出席シ、重要ナル会務ニ関シ会長ノ諮問ニ応シ、又ハ意見ヲ提出シ、会務ノ遂行ヲ協賛スルモノトス。

第十二条　代議員ハ其協賛シタル会務ニ就テハ、会員ニ対シ会長、副会長及幹事ト共同ノ責任ヲ有ス。

第十三条　会長ハ会議規則ノ定ムル所ニ依リ総会及代議員会ヲ召集ス。

第十四条　事務ノ都合ニ依リ有給職員ヲ置クコトヲ得。

第十五条　本会ノ目的遂行ニ必要ナル規程細則ノ制定・改廃ハ、代議員会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス。

第十六条　左ノ事項ハ総会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス。

一、本会則并ニ代議員選挙権及被選挙権ノ変更。

二、本会ノ解散。

三、会費賦課法。

四、収支豫算。

五、其他代議員会ニ於テ総会ニ付スヘキモノト決シタル事項。

但シ、第一号、第二号ノ場合ハ、会議規則ノ規定ニ拘ラス、総会員四分ノ三以上出席シタル場合其四分ノ三以上ノ賛成可決ヲ要ス。

第十七条　左ノ事項ハ総会ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス。

一、資産及収支計算。

一、至要ナル業務ノ経過。

第十八条　会員中左ノ行為アリタルトキハ、代議員会ノ決議ニ依リ除名ス。

一、事業上不正行為アリタルトキ。

二、徳義上許スヘカラサル行為アリタルトキ。

三、法律上ノ罪ヲ犯シタルトキ。

四、本則又ハ本会ノ諸規則ニ背キ、本会ノ目的遂行上妨害トナルヘキ行為アリタルトキ。

五、其他会員ノ体面ヲ汚ス行為アリト認ムルトキ。

附　則

第十九条　第一回ノ役員ハ総会ニ於テ出席会員之ヲ選挙ス。

〈註〉「労働団体」に據る。大正八年十二月三日付送付資料である。

代議員選挙規則

第二章　選挙権及被選挙資格

第二条　選挙権ハ三井砂川鉱業所（以下當所ト称ス）ニ満一ケ年以上勤続セル二十歳以上ノ会員之ヲ有ス。

第三条　被選挙資格左ノ如シ。

満二ケ年以上當所ニ勤続セル会員ニシテ満二十歳以上ノ男子タルコト。

第五条　禁錮以上ノ刑ヲ受ケタルモノハ選挙権及被選挙権ヲ有セス。

（下略）

第四章　投票所取締

第十五条　投票所ニ於テ演説討論ヲナシ、若クハ喧騒ニ渉リ、又ハ投票ニ関シ協議或ハ勧誘ヲナシ、其他投票所ノ秩序ヲ紊シ（ママ）モノアルトキハ、投票管理者ハ之ヲ制止シ、命ニ従ハサルトキハ之ヲ投票所外ニ退出セシムヘシ。

第十六条　前条ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタルモノハ、投票スルノ資格ヲ失フモノトス。

第六章　當選人

第二十五条　有効ナル投票ノ多数ヲ占メタルモノヲ以テ當選人トス。

第二十六条　當選人ニシテ議員タルコトヲ欲セサルモノハ、當選證書ノ附与セラレサル以前ニ届出ツヘシ。

第二十九条　當選人ヲ定ムルニ當リ、得票数相同シキトキハ年長者ヲ當選人トス。生年月日相同シキトキハ抽籤ヲ以テ其順位ヲ定ム。

第七章　代議人ノ任期及缺員補充

第三十条　代議員ノ任期ハ、選挙ノ日ヨリ満二ケ年トス。

第三十一条　代議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ、缺員ヲ生シタル日ヨリ六十日以内ニ補缺選挙ヲ行フ。但、代議員定員三分ノ二以下ニ降ラサル限リ補缺選挙ヲ行ハサルコトアルヘシ。

（下略）

第三十二条　補缺選挙ニ依リ當選シタル代議員ノ任期ハ、前任者ノ残任期間トス。

第八章　議員ノ員数

第三十三条　代議員ノ員数ハ、代議員選挙ノ年ニ於ケル選挙人名簿調製ノトキ、現在会員数五十人若クハ其端数毎ニ一人トス。

第九章　禁　則

第三十四条　選挙ニ関シ運動釜敷行為ヲナシタルモノハ、代議員ノ資格ヲ失フモノトス。

〈註〉同前。

会議規則

第一章　会議、会議ノ召集及開会

第一条　会議ヲ分ッテ代議員会及総会ノ二トス。

第二条　代議員会ハ必要ノ都度之ヲ召集シ、総会ハ毎年一回一月ニ之ヲ召集ス。

代議員若クハ会員（以下此両者ヲ単ニ議員ト称ス）三分ノ二以上ヨリ目的事項ヲ示シ各其会議ノ開会ヲ請求シタルトキ、亦同シ。

第二章　議長及副議長

第五条　会議ニ於テ会長ハ議長トナリ、副会長ハ副議長トナル。

第八条　議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス。

第九条　議長及副議長倶ニ故障アルトキハ、仮議長ヲ互選スヘシ。

第四章　委　員

第十二条　委員ハ常任委員、特別委員ノ二種ニ区別ス。

常任委員ハ事務ノ必要ニ応シ之ヲ各科ニ分割シ、負擔ノ事件ヲ審査スルタメニ、各科同数ノ委員ヲ代議員中ヨリ選挙シ、一会期中其任ニアルモノトス。

特別委員ハ一事件ヲ審査スルタメ、議員全体ヨリ特ニ付託ヲ受クルモノトス。

第十三条　常任委員長及特別委員長ハ各委員会ニ於テ之ヲ互選ス。

第十四条　常任委員会及特別委員会ハ、各其委員半数以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開キ議決ヲナスコトヲ得ス。

第十五条　委員会ハ議員ト雖モ傍聴ヲ禁スルコトアルヘシ。

第五章　会　議

第十八条　議長ノ定メタル日程ニ対シテハ、何人ト雖モ異議ヲ述フルコトヲ得ス。

第十九条　議題ノ提出、会議開会五日以前ニ議長ノ許ニ提出スヘシ。

第二十条　総テ議案ノ発議又ハ議案ニ対シテ修正ノ動議ヲ発スルモノハ、全議員ノ三分ノ一以上ノ賛成者アラサル限リハ議題トナスコトヲ得ス。

第二十一条　会議ノ議事ニ特別ノ利害関係ヲ有スル者ハ其議決権ヲ行フコトヲ得ス。

第二十二条　総テ議案ハ出席議員過半数ノ賛成可決又ハ否決ニアラサレハ其効ナシ。

第二十三条　前条ニ依リテ一度議決セラレタル議案ニ対シテハ、再度修正、撤回等ヲナスコトヲ得ス。

第七章　建　議

第二十七条　議員ハ建議スルノ資格ヲ有ス。

第二十八条　代議員以外ノ会員ニシテ代議員会ニ建議セントスルトキハ、代議員五名以上ノ紹介ヲ有ス。

第十一章　懲　罰

第四十三条　代議員会及総会ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スルタメニ懲罰委員ヲ設ク。

懲罰事犯アルトキハ、議長ハ先ツ之ヲ委員ニ附シ審査セシメ、議場ノ議決ヲ経テ宣告スヘシ。

（下略）

第四十四条　懲罰ハ左ノ四種、

一、開会シタル議場ニ於テ譴責ス。

二、開会シタル議場ニ於テ適當ノ謝辞ヲ表セシム。

三、一定ノ時間出席ヲ停止ス。

四、除名。

第四十五条　議員ハ総出席議員ノ三分ノ一以上ノ賛成ヲ得テ懲罰ノ動議ヲナスコトヲ得。

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内タルヘシ。

〈註〉同前。

親和会事業規程

第一章　総　則

第一条　本会ノ目的遂行ノタメ総務部、共済部、火防衛生部、教育部及修養部ノ五部ヲ置キ、会務ヲ分掌セシム。

第二条　各部ニ部長一名ヲ置キ、幹事中ヨリ会長之ヲ任命ス。但、総務部長ハ副会長ヲ以テ之ニ充ツ。

第三条　部長ハ会長ノ指揮ヲ受ケ、部務ヲ執行ス。

第四条　各長屋ヨリ伍長一名ヲ選出セシメ、其選出区内ニ於ケル各部内ノ部務ニ関シ斡旋指導ノ任ニ當リ、併セテ當鉱業所ト選出区内会員トノ意思ノ疎通ヲ図ルタメ、其令達・訓諭ノ告知ニ努メシム。

第五条　伍長ノ任期ハ満一ケ年トシ、被選挙人ハ満六ケ月以上當所ニ勤続シタル会員タルコトヲ要ス。

前項規定ノ資格者ナキトキハ、其長屋ニ於ケル先任者ヲ以テ被選挙資格者ト見做ス。

第六条　各部ハ会長ノ許可ヲ得テ本会ノ事業ニ密接ノ関係アルモノ若干名ニ相談役ヲ嘱託シ、諮問機関トナスコトヲ得。

第七条　各部ノ経費ハ年度開始前豫算会議ニ於テ之ヲ定ム。

第二章　総務部

第八条　総務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル。

一、事業計画ニ関スル事項。

二、会員ノ人事ニ関スル事項。

三、選挙并会議ニ関スル事項。

四、一般会計、金銭出納、物品ノ保管等ニ関スル事項。

五、文書ニ関スル事項。

六、会印及会長印ノ保管ニ関スル事項。

七、其他各部ニ属セサル事項。

第三章　共済部

第十条　當部ハ会員間ノ親睦ヲ図リ、共済ノ実ヲ挙クルコトヲ目的トス。

第十一条　當部ノ事業遂行ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第四章　火防衛生部

第十二条　當部ハ火防衛生思想ノ普及ヲ図リ、其実ヲ挙クルニ必要ナル施設ヲナシ、且会員ニ対シ相當施設及之カ実行ヲ求ムルモノトス。

第十三条　當部ノ掌理スヘキ主タル事務左ノ如シ。

（略）

第十四条　部長及伍長ハ長屋ニ於テ火災若クハ傳染病発生ノ場合、会長當局ト協力シ之カ防止ニ努ムルモノトス。

第五章　教育部

第十五条　當部ハ会員及其家族ノ知識ヲ啓発スルタメ必要ナル施設ヲナシ、且上砂川小学校ノ後援ヲナスモノトス。

第十六条　本会々員及其家族以外ノ有志者ハ之ヲ準部員トナスコトヲ得。

準部員ハ部費トシテ毎月金拾銭ヲ醵出スルモノトス。

第十七条　當部ノ経費ハ本会総歳入ノ百分ノ七以内トシ、準部員ノ部費

及當部ノ名ニ於テ収受シタル収入ヲ加ヘテ特別会計トナス。

第六章　修養部

第十八条　満三十歳未満ノ会員及其家族ハ、本規定ニ依テ人格修養ノ目的ヲ以テ青年団若クハ処女団ヲ組織スルコトヲ得。

前項以外ノ者ヲ準団員トナスコトヲ得。

第十九条　青年団若クハ処女団ヲ組織シタルトキハ左記ニ依リ団規程ヲ制定シ、遅滞ナク本会ノ承認ヲ受クヘシ。

（団規程事項――略）

第二十条　団長ハ部長ノ監督ヲ受ケ、団ノ事務ヲ掌ル。

第二十一条　當部ノ経費ハ本会総歳入ノ百分ノ五以内トシ、団員及準団員ノ醵出ニ係ル団費并當部ノ名ニ於テ収受シタル収入ヲ加ヘ特別会計トナス。

第二十三条　団長、区長、組長ヲ選挙シタルトキハ遅滞ナク本会ニ届出ツヘシ。

〈註〉同前。

親和会共済部細則

第一章　交　際

第一条　友子交際ヲナサントスルモノハ、本則ニ依リ交際規程ヲ制定シ、本会ノ承認ヲ受クヘシ。

第二条　交際規程ニ依ル救恤ハ寄附帳及奉願帳ノ作成、浪客人ノ引受交際及隣山トノ附合ノミニ限ルモノトス。但、當所鉱夫以外ノ友子ニシテ上砂川市街地ニ居住スルモノニ関シテハ、特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得。

第三条　交際規定ニ規程スヘキ事項左ノ如シ。

一、浪客人ノ附合ニ関スルコト。

二、浪客人登飯中疾病・死亡等ノ場合ニ関スルコト。

三、隣山友子取立々会及其他ノ附合ニ関スル事。

四、寄附帳及奉願帳ニ関スル事。

五、交際事務ヲ処理スルタメニ設クル役員ノ就任方法、人員及任期。

六、本会ヲ除名セラレタルモノニ対スル制裁。

七、友子取立ニ関スルコト。

第四条　前条第五号ノ役員ノ就任及解任ハ其ノ都度本会ニ届出ツヘシ。

第六条　交際規程ニハ、本会々則及本則第二章ノ規程ニ牴触スル規定ヲ設クルコトヲ得ス。

第二章　救　済

第七条　本会々員ニシテ傷病ノタメ休業引続キ十日以上ニ及フトキハ、十一日目ヨリ向九十日間ヲ限リ一日ノ賃金ノ四分ノ三ヲ越ヘサル範囲内ニ於テ左ノ通リ療養手当ヲ給ス。

一、満十七歳以上ノ男子会員　一日ニ付金七拾銭

二、前号以外ノ会員　一日ニ付金四拾銭

第八条　会員及会員ノ同居家族ニシテ傷病ノタメ服薬スルコト引続キ十日以上ニ及フ時ハ、十一日目ヨリ向九十日間ヲ限リ治療費及薬価ヲ本会ニテ負担ス。

第九条　前二条ノ場合ニ於テハ、当所医局若クハ當所医局ノ指定スル医師ノ治療ヲ受クルコトヲ要ス。

第十条　公傷病患者ニシテ三井砂川鉱業所ヨリ受クル療養日當カ第七条

ノ金額ニ達セサル時ハ、向九十日間ヲ限リ其不足額ヲ補給スルコトヲ得。

第十一条　第七条、第八条及前条ノ期間ハ、代議員会ノ決議ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得。

第十二条　会長又ハ会員ノ同居家族死亡シタルトキハ左ノ通リ弔祭料ヲ支給ス。配偶者ナキカ又ハ内縁ノ配偶者ナルキトハ、会長、副会長及幹事合議ノ上之ヲ処理ス。

	会員	父母及配偶者	子
一、満十七歳以上	百二十円	六十円	三十円
ノ男子会員			
二、前号以外ノ会員	六十円	三十円	十五円

但、会費納入六ケ月未満ノモノハ、其納入一ケ月ヲ減スル毎ニ六分ノ一ツヽヲ減額支給ス。

第十三条　友子出生年輩満六ケ月以上ノ者及、北海道内他鉱山ニ於テ本会ニ準スヘキ共済制度ヲ有スル会ノ会員トシテ六ケ月以上会費ヲ納入シタル者ニハ、前条但書ノ規定ハ之ヲ適用セス。

第十四条　満一ケ年以上会費ヲ納入シタル会員ニシテ傷病ノタメ癈疾トナリ帰郷スルトキハ、代議員会ノ決議ニ依リ左ノ通リ慰藉料ヲ支給ス。

一、満一ケ年以上當所ニ勤続会員　百弐十円以内
二、満五ケ年以上　〃　弐百円以内
三、満十ケ年以上　〃　三百円以内

但、公傷病ノ場合ハ、扶助規則ニ依リ受クル扶助カ各号ノ金額ニ達セサル時ハ其差額ヲ補給ス。

第十五条　会員中不測ノ災厄ニ遇ヒタルトキハ、代議員会ノ決議ニ依リ十円以内ノ慰藉料ヲ支給スルコトアルヘシ。

第十六条　会員ニシテ臨時事変ノタメ召集ニ応シ入隊シタルトキ、及一ケ年以上當所ニ勤続ノ会員ニシテ徴兵ニ応シ入営シタルトキハ、金五円ヲ餞別シ、尚留守家族困窮ノ場合ハ代議員会ノ決議ニ依リ相当ノ救済ヲナスコトアルヘシ。

第十七条　救済ヲ受クル会員ニシテ救済期間満了シタルモ容易ニ全快ノ見込ナキ為メ帰郷セントスルモ旅費ナキ場合ハ、代議員会ノ決議ニ依リ其実費ヲ支給スルコトヲ得。

第十八条　本会ノ承認ヲ得タル友子交際所ニ於テ友子取立ノ際ハ、本会ヨリ金五円ノ祝儀金ヲ支給ス。

第十九条　会員結婚シタルトキ、又ハ会員ノ妻若クハ女子会員ニシテ出産ヲナシタルトキハ、本会ヨリ金五円ノ祝儀ヲ贈ル。

第二十二条　会員若クハ会員ノ仝居家族死亡シタルトキハ、非血縁者中ヨリ左ノ通リ手伝ヲナサシム。

一、本会及交際所役員死亡シタルトキ	一日	十人以内
二、会員死亡シタルトキ	一日	八人以内
三、会員ノ同居家族死亡シタルトキ	一日	六人以内

第二十三条　前条ノ手伝人ニハ一日金七拾銭以内ノ手當ヲ給ス。但、二日ヲ越ユルコトヲ得ス。

第二十四条　葬儀ノ際ハ本会役員中ヨリ繰合セ一名会葬スル外、一般会員ハ第二十三条ノ手伝人ヲ除キ缺番シテ会葬スルコトヲ得ス。

第二十五条　会員及其家族相互ノ贈答ハ、本則ニ依ルモノノ外一切之ヲ

ナササルモノトス。

附　則

第二十六条　第十二条但書ハ大正八年十月三十一日以前ヨリ引続キ當所ニ勤続ノ会員ニハ之ヲ適用セス。

〈註〉同前。

Ⅱ

鉱夫親和会々則

第一条　本会ハ三井砂川鉱業所鉱夫親和会ト称シ、三井砂川鉱業所鉱夫ヲ正会員トシ、会社従業員ヲ賛助会員トス。

本会事務所ハ之ヲ三井砂川鉱業所ニ置ク。

第二条　本会ハ会社ト会員ト相協力シテ事業ノ発達ヲ図リ、会員ノ幸福ヲ増進スルヲ目的トス。

第三条　本会ハ右ノ目的ヲ達センガ為ニ共済、火防衛生、教育、修養ニ関スル事業ヲ行ヒ、其他必要ニ応シテ会員ノ福利ヲ増進シ、境遇ヲ改善スヘキ事項ヲ審議施行ス。

第四条　本会ノ経費ハ会員ノ醵出、会社ノ補給金及其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ。

第五条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、会　長　　一名
一、副会長　　二名
一、幹　事　　四名
一、代議員　二十名以内
一、伍　長　　若干名

第六条　会長ハ當所事務主任ニ依嘱ス。

副会長ハ会長推薦代議員及伍長互選代議員各別ノ互選ヲ以テ各一名ヲ選挙ス。

第七条　幹事ハ伍長互選代議員中ヨリ代議員之ヲ選挙ス。

幹事ハ代議員会ノ合意ニ基キ日常ノ会務ヲ執行ス。

第八条　代議員ハ伍長ノ互選ヲ以テ十名ヲ選挙シ、別ニ会長ニ於テ十名以内ヲ推薦ス。

代議員ハ和衷共同ノ趣旨ニ基キ会長主宰ノモトニ懇談熟議シ、合意ヲ以テ会務ヲ処理ス。

会則並ニ附則ノ改正、豫算ノ作成、決算ノ審査、本会財産ノ処分、其他第三条ノ所定ニ基ク重要ナル事項ノ処理ハ、凡テ前項ノ手続ニヨル。

代議員ハ代議員会ニ於ケル発言ニ対シテ其意ニ反シ解雇セラルルコトナシ。

第九条　伍長ハ長屋若クハ飯場一棟ニツキ一人ノ割合ヲ以テ一ケ年以上勤続セル成年ノ正会員中ヨリ同棟内ノ正会員之ヲ選挙ス。

伍長ハ各自選出区内ノ会員ト代議員トノ間ニ立チ、本会ノ発展ニ尽力ス。

代議員会ニ於テ必要ト認ムルトキハ伍長会ヲ開ク事アルヘシ。

第十条　副会長、幹事、代議員、伍長ノ任期ハ満一ケ年トシ、再選ヲ妨ケス。

但、補缺ハ前任者ノ残期ニ限ル。

会長ハ会務ノ都合ニヨリ専任書記ヲ委嘱シ、又ハ有給職員ヲ置ク事ヲ得。

〈註〉「団体規則」（大正十年頃の資料綴）に據る。

親和会事業規程

第一章　総　則

第一条　本会ニ総務、共済、火防衛生、教育及修養ノ五部ヲ置キ、会務ヲ分掌セシム。

第二条　各部ニ部長一名ヲ置キ、副会長及幹事中ヨリ会長之ヲ任命ス。

第三条　部長ハ会長ノ指揮ヲ受ケ部務ヲ執行ス。

第二章　総務部

第四条　総務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル。

一、会社施設ノ改良ニ就キ希望ノ進達ニ関スル事。

二、会員ノ改善向上ニ資スベキ事項ニ関スルコト。

三、一般会計並ニ文書ニ関スル事。

四、会印及会長印ノ保管ニ関スル事。

五、其他各部ニ属セサルコト。

（第三章は「労働団体」所綴の前掲規程との相違箇所のみを記すに止める）

第一〇（五）条「共済部ハ」

但書　なし。

第十一（六）条

第四章　火防衛生部

第七条　火防衛生部ハ火防並ニ衛生思想ノ普及ヲ図リ、併セテ火災豫防及住宅内外ノ衛生、風紀ノ取締ニ関スル申合ヲ定メ之ヲ行フ。

（第五章は、第三章同様相違箇所のみを記すに止める）

第十五（八）条　「教育部ハ……併セテ上砂川」

第十六（九）条　「毎月金廿銭」

第十七（十）条

第六章　修養部

第十一条　満廿五歳以下ノ会員及家族ハ本規程ニ依リ青年団若クハ婦女団ヲ組織ス。

第十二条　修養部長ハ左記各号ニ依リ青年団若クハ婦女団ニ関スル規程ヲ制定シ、本会ノ承認ヲ受クベシ。

其改廃シタルトキ亦同シ。

一、実行要目。

二、団長、区長、組長ノ被選挙資格及選挙方法。

三、役員ノ権限及任期。

四、団費ノ賦課及其徴収方法。

五、集会及会議ニ関スル事項。

第十三条　団長ハ部長ノ監督ヲ受ケ団ノ事務ヲ掌ル。

団長、区長、組長ヲ選挙シタルトキハ遅滞ナク本会ニ届出ツヘシ。

第十四条　當部ノ経費ハ本会総歳入ノ百分ノ五以内トシ、団費並ニ當部ノ名ニ於テ収受シタル収入ヲ加ヘ特別会計トナス。

第十五条　青年団及婦女団ノ間ニ於ケル経費豫算ハ会員数ニ応ジ之ヲ分割シ、団費及各団ノ名ニ於テ収受シタル収入ハ其団ノ収入トシ、各別ニ之ヲ計理ス。

〈註〉同前。

親和会共済部細則

前掲Ⅰ（「労働団体」所綴）の細則に対し「団体規則」所綴の細則は次の箇所が異なってゐる。――条・項の相違又は追加は条・項に、追加された文句はその文句にそれぞれ傍線を附した。文字の相違、語の追加・削除等は・を傍記した。

第一章　友・子

第一条　「受クヘシ。其改廃ヲナシタルトキ亦同シ」

第二条　「正会員以外ノ」

第三条　二、「疾病又ハ死亡ノ場合」

三、「採立」（以下「取立」を「採立」とあるが略す）。

第二章　共・済

第七条　「会員傷病ノタメ」

第八条　「会員及其同居家族」

第二項がある。

第九条　前項ノ場合ニ於テハ當所医局ノ治療ヲ受クル事ヲ要ス。

前二条ノ期間ハ、時宜ニヨリ之ヲ延長スルコトヲ得。

第十条　公傷病ノタメ休業十日以上ニ渉ルモノニハ、十一日目ヨリ休業中左ノ通リ公傷見舞金ヲ支給ス。

一、満十七歳以上ノ男子会員　一日ニ付金十銭

二、前号以外ノ会員　一日ニ付金六銭

第十一条　死亡弔祭料ハ左ノ通リ支給ス。

	会員父母	配偶者	子	其他ノ全居家族
一、満十七歳以上ノ男子会員	一二〇円	六〇円	二〇円	一〇円
二、前号以外ノ会員	六〇円	三〇円	一〇円	五円

但、会費納入六ケ月未満ノモノハ、其納入一ケ月ヲ減スル毎ニ六分ノ一ヲ減額支給シ、出生後満一ケ月ヲ経過セサルモノハ所定ノ半額ヲ支給ス。

会員死亡ノ場合弔祭料ヲ受クル者ノ順位ハ、當所扶助規則ニ於テ遺族扶助料ヲ受クル者ノ順位ニ従フ。

会員ノ同居家族死亡ノ場合弔祭料ヲ受クルモノハ会員自身トス。

前二項ノ順位ニ據リ難キ事情アルトキハ、会長ノ裁量ニ依リ之ヲ決ス。

（Ⅰ第十三条はⅡ第十二条に當り、以下Ⅰに比し一ケ条繰上げ）

第十二条　「友子出生年輩六ケ月以上……納入シタル者並ニ大正八年十月卅一日以前ヨリ引続キ當所勤続ノ会員ニハ、前条第一項但書ハ」

第十三条　「代議員会ノ決議ニ依リ」の字句なし。（第十四、十五、十六条も同じ）

第十五条　「餞別ス。」

「前項ノ留守家族」。

第十六条　「救恤……救恤期間満了」、「支給スルコトアルヘシ。」

第十八条　「女子会員出産ヲ……祝儀金ヲ支給ス」

第十九条　救恤ヲ受ケントスルモノハ、當所医局医師ノ診断書又ハ事実ヲ證明スルニ足ル書類ヲ添ヘ願書ヲ伍長ヲ経テ会長ニ差出スヘシ。

第二十条　無断他行中傷病ニ罹リタル者及闘争、故意、又ハ怠慢ニ因ル傷病ハ救恤セス。

救恤ヲ受クルモノニシテ前項ノ原因ニヨリ重態ニ陥リ又ハ死亡シタルモノ、亦同シ、

第廿一条　「会員若クハ其同居家族……、関係伍長ハ会社係員ト合議ノ上左ノ通リ手伝ヲ」

第廿二条　（Ⅰ第二十四条――以下二ケ条繰上げる）「一般会員ハ前条ノ手伝人ヲ」

（附則、第二十六条はなし。）

〈註〉同前。

伍長選挙心得

第一条　伍長ノ選挙ハ、会長ニ於テ選挙管理人ヲ指名シ、一定ノ期限ヲ付シ選挙ノ結果ヲ届出シム。

選挙ノ方法ハ當該区域内居住会員ニ於テ之ヲ定ム。

禁錮以上ノ刑ヲ受ケタルモノハ選挙権及被選挙資格ヲ有セス。

第二条　同一長屋又ハ飯場居住者中会則第九条第一項ノ資格者ナキ場合ニ於ケル伍長ハ、居住者中ヨリ会長指名ス。

〈注〉同前。

大夕張炭坑協励会綱領

一、我等ハ国體ヲ尊重シ、国家ノ隆昌、鉱業ノ振興ヲ図ラントス。

二、我等ハ人格ノ修養ト技術ノ熟練ニ依リ、我等ノ職責ヲ完フセンコトヲ期ス。

三、正義公明ハ我等ノ味方ナリ、不正奸譎ハ我等ノ敵ナリ。

大夕張炭坑協励会会則

第一条　本会ハ大夕張炭坑協励会ト称シ、大夕張炭坑在籍鉱夫ヲ以テ組織ス。

第二条　本会ハ会員ノ親睦、共済、待遇改善、能率増進、技術ノ進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス。

第三条　本会ハ前記ノ目的ヲ達スルニ於テ努メテ経営者ト意思ノ疎通(1)ヲ図リ、協調ノ実ヲ挙ゲン事ヲ期ス。

第四条　会員ハ本会ノ綱領ヲ體シ奮闘(2)努力スベキハ勿論、前二条ノ目的及宣言遂行ニ関シテハ、総テ本会ノ意思ヲ尊重シ、其節度ニ服スル義務アルモノトス。

第五条(3)　本会ノ資金ハ会員ノ醵出(4)及篤志者ノ寄附ニ依ル。

但、寄附金ノ受諾ハ会長是レヲ決定ス。

第六条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、会　長　壱名

一、幹　事　弐名

一、代議員　拾名

会長及甲幹事ハ本坑職員ニ嘱託シ、乙幹事ハ代議員ノ選挙ニヨリ之レヲ定ム。代議員(5)ハ本坑ニ壱ケ年以上勤続セル会員ノ選挙(6)ニ依リ之レヲ定ム。但、其得票ノ数相同シキモノニアリテハ第九条ヲ準用ス。

第七条　乙幹事及代議員ハ、本坑ニ参年以上勤続セル鉱夫タル事ヲ要ス。

第八条　本会役員ハ名誉職トシ、選挙セラレタル役員ノ任期ハ満弐ケ年トス。但、満期再選ヲ妨ゲズ。

第九条　選挙セラレタル役員中闕員(7)アルトキハ、次点者ヲ以テ補缺ス。

其得票ノ数相同シキモノニアリテハ年長者ヲ取リ、其同シキモノニアリテハ勤続年数ノ長キモノトシ、前任者ノ残任期間存在スルモノ

トス。

第十条　本会ニハ本坑事業ニ密接ノ関係アルモノ若干名ニ顧問ヲ嘱託シ、最高ノ諮詢機関トス。但、顧問ハ会長之レヲ推薦スルモノトス。

総会又ハ代議員会ニ提出スベキ議案ハ必ラズ顧問ニ諮詢スル事ヲ要ス。

第十一条　会長ハ会務ヲ総攬シ、幹事ハ会務ヲ執行ス。代議員ハ合議ニ依リ重要ナル会務ニ関シ会長ノ諮詢ニ応シ、又ハ意見ヲ提出シ、会務ノ遂行ヲ協賛スルモノトス。

第十二条　代議員会ハ会長之ヲ招集ス。

第十三条　代議員会ハ代議員二分ノ一以上ノ出席ヲ以テ成立シ、其議事ハ出席者ノ過半数ニ依リ決ス。賛否同数ナル時ハ議長ノ表決スル処ニ依ル。

代議員会ノ議長ハ会長之ニ當リ、会長差支アルトキハ甲幹事、甲幹事差支アルトキハ乙幹事、乙幹事差支アルトキハ代議員中ヨリ互選ス。

幹事[8]ハ何時ニテモ代議員会ニ出席シ、意見ヲ述フルコトヲ得。[9]

第十四条[10]　本会ノ総会ハ毎年一回一月ニ之レヲ開ク。

第十五条[11]　総会ハ総会員二分ノ一以上ノ出席ニヨリテ成立シ、其議事ハ出席者ノ過半数ニ依リ決ス。但、賛否同数ナルトキハ議長ノ表決スル処ニ依ル。会員出席者定数ニ達セザルトキ出席会員ニ依リ仮決議ヲナシ、代議員会ノ承認ヲ得テ確定スルモノトス。

総会ノ議長ハ会長之ニ當リ、会長差支アルトキハ甲幹事、甲幹事差支アルトキハ乙幹事、乙幹事差支アルトキハ代議員中ヨリ互選ス。

第十六条　左ノ事項ハ総会ノ決議ヲ経ル事ヲ要ス。

一、本則ノ変更。

二、解散。

三、収支豫算。

四、会費賦課法。

五、其他代議員会ニ於テ総会ニ附スベキモノト決シタル事項。[12]

第十七条　総会又ハ[13]代議員会ノ議事ニ特別ノ利害関係ヲ有スルモノハ、其議決権ヲ行フコトヲ得ス。

第十八条　会員中左ノ行為アリタルトキハ、代議員会ノ決議ニ依リ除名ス。

一、事業上不正ノ行為アリタルモノ。

二、徳義上許スベカラザル行為アリタルモノ。

三、法律上ノ罪ヲ犯シタルモノ。

四、本則又ハ本会ノ規約ニ背キ、本会ノ目的ヲ遂行スル上ニ於テ妨害トナルモノ。

五、其他鉱夫ノ體面ヲ汚ス行為アリタルモノ。

第十九条　本則ノ変更及解散ハ、出席会員[14]四分ノ三以上ノ賛意ヲ要ス。

第二十条　共済其他本会ノ目的ヲ遂行スルニ付キ必要ナル細則又ハ規約[15]ハ別ニ之ヲ定ム。[16]

以　上

〈註〉「労働団體」に據る。三菱合資「社内労働者ニ関スル規則集二」所収の会則は次の点が異なってゐる。

(1)疏。　(2)奮励。

(3)第五条として次の一ケ条が挿入されてをり、本条は第六条に、以下第十四条まで順次繰下げる。

「会員ハ他ノ労働団體ニ加入スルコトヲ得ス。」

(4)之。　(5)但書は第三項となる。　(6)十。　(7)缺。　(8)甲幹事。

(9)「得ス」とある。

(10)本条は次の通り。

「第十五条　本会ハ毎年一回事業ノ経過及収支決算ノ報告ヲ為スモノトス。」

(11)この条文は削除。

(12)本号は次の通りに改められてゐる。

「総会其他重要事項。」

(13)「総会又ハ」の四字削除。

(14)代議員。　(15)「又ハ規約」の四字削除。

(16)この次に左の一ケ条が加へられてゐる。

「第二十一条　本会ノ決算ハ毎年一回トシ、一月ヨリ十二月迄トス。」

相愛会々則

第一条　本会ハ大夕張炭坑相愛会ト称ス。

第二条(1)　本会ハ労資相互ノ意思疎通ヲ図ルヲ以テ目的トス。

第三条　本会ハ左ノ各員ヲ以テ組織ス。

会　長　壱名

副会長　壱名

委　員　弐拾名　職員委員拾名(2)

鉱夫委員拾名

第四条　会長ハ本坑々長ヲ推戴シ、副会長及職員委員ハ会長之ヲ選任ス。(3)

鉱夫委員ハ鉱夫ノ選挙ニ依ル。

第五条　鉱夫委員ノ選挙資格ハ満壱ケ年以上、被選挙資格ハ満参ケ年以上ノ勤続者トス。

勤続年限ハ十一月末日現在ノ調査ニ依ル。(4)

第六条　鉱夫委員ノ選挙方法ハ其都度之レヲ定ム。(5)

第七条　副会長並ニ委員ノ任期ハ弐ケ年トシ、闕員ヲ生シタルトキハ、副会長及職員委員ニアリテハ会長之ヲ選任シ、鉱夫委員ハ次点者トシ、得票数相同シキモノニアリテハ年長者ヲ取リ、其同シキモノニアリテハ勤続年数ノ長キモノトシ、孰レモ其前任者ノ残任期間在任スルモノトス。但、満期再選ヲ妨ケス。(6)(7)(8)(9)(10)(11)

第八条　本会員ハ本炭坑ヲ解職・解雇又ハ転任ニ依リテ資格消滅ス。

第九条　会長ハ会務ヲ総攬シ、副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長差支アルトキハ其職務ヲ代理ス。

第十条　本会ハ必要ニ応シ随時会長之レヲ召集スルモノトス。

以　上

〈註〉同前。「社内労働者ニ関スル規則集二」の異る箇所を左に摘記する。

(1)条文は次の通り。

「本会ハ大夕張礦業所長ノ諮問機関ニシテ、礦業所職員ト鉱夫トノ意思ヲ疎通シ、鉱夫ノ福利増進、事業ノ進歩ヲ計ルヲ以テ目的トス。」

(2)若干。　(3)第一項は次の通り。

「会長及副会長、職員委員ハ礦業所長之ヲ選任ス。」

(4)第二項とせず、前文につづける。

(5)「会長、」の二字を上に加へる。 (6)「ニ」はない。 (7)缺。
(8)礦業所長。 (9)採。 (10)何。 (11)但書は第二項とする。

協励会共済規則（抄）

第一条　大夕張炭坑協励会員ハ本則ノ定ムル所ニ依リ共済ヲ受クルモノトス。

第二条　会員ハ本則ノ定ムル共済基金トシテ毎月左ノ区別ニ依リ会費ヲ醵出スルモノトス。

家族持　金九十銭。

単身者　金四十五銭。

第五条　共済基金トシテ炭坑ヨリ毎年金二千五百円以内ノ補助ヲ受クルモノトス。

第六条　本則ニ関スル事務、会計及医務ハ炭坑ニ嘱託スルモノトス。

第八条　会員ハ本則ノ定ムル共済ヲ受クル外、何等ノ請求ヲ為スコトヲ得ス。

第九条　会員病傷又ハ老衰ノ為メ解雇セラレタルトキハ左ノ区別ニ依リ金員ヲ贈与ス。

一、終身労働ニ従事スルコト能ハサルノ程度以上（下略）

二、病傷ニ罹リ四ケ月ヲ経過スルモ治癒セス従来ノ労働ニ従事スルコト能ハサル者（下略）

三、勤続五年以上ニ達シ老衰ノ為メ労働ニ従事スルコト能ハサル者（下略）

四、病傷ニ罹リ三ケ月ヲ経過スルモ治癒セス、尚将来三ケ月以上労働ニ従事スルコト能ハスト認メタル者（下略）

第十条　会員死亡シタルトキハ、遺族ニ（中略）金員ヲ贈与ス。

家族死亡シタルトキハ（中略）金員ヲ贈与ス。死産ノ場合モ亦同シ。

第十一条　会員死亡シ遺族ナキトキハ、死體引受人ニ（中略）葬送手當ヲ贈与ス。

第十二条　会員死亡シ遺産ナク自活シ能ハサル老衰ノ遺族又ハ孤児アルトキハ引受人アル迄（中略）金員ヲ贈与スルコトアルヘシ。

前項ニ該當スル者ニシテ郷里ニ送還ヲ要スルトキハ、之カ為メニ要スル実費ヲ贈与スルコトアルヘシ。

第十三条　会員又ハ其家族疾病ニ罹リ又ハ負傷シタルトキハ、炭坑医局ニ就キ診察又ハ投薬ヲ受クルコトヲ得。

第十四条　会員疾病ニ罹リ又ハ負傷シ療養ノ為メ労役ニ服スルコト能ハサルトキハ、事故発生ノ日ヨリ起算シ八日目ヨリ就業シ得ル日迄六十日ヲ限リ、（中略）療養手當ヲ贈与ス。但、止ムヲ得サル場合ニ於テハ、本条ノ限定期間ニ據ラサルコトヲ得。

第十五条　会員子女ヲ挙ケタルトキハ（中略）贈与ス。

第十六条　火災其他変災ニ因リ家財ヲ喪失シ生計ニ差支フルトキハ（中略）金員ヲ贈与スル事アルヘシ。

第十七条　会員演習応召ノ為メ家族生活ニ困難ヲ来シタルトキハ（中略）金員ヲ贈与ス。

第十九条　本則ノ規定ニ依ル共済ヲ受クル家族ハ、配遇者（ママ）、直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹、其他ノ家族ニシテ現ニ会員ト同居シ、炭坑ニ同居届ヲ了シタル者ニ限ル。

第二十条　左ノ場合ニ於テハ本則ノ規定ニ依ル共済ヲナサス。

一、鉱夫扶助規則ニ依リ炭坑ヨリ扶助料ヲ受クルトキ。
但、第九条第一号、第十条ニ該當スル場合ハ、委員会ノ決議ニヨリ別ニ贈与額ヲ決定贈与スルコトアルヘシ。会員軍務ニ応召シ死傷シタルトキ亦同シ。
二、会員又ハ其家族争闘ノタメ事故ヲ生シタルトキ。
三、会員又ハ其家族自己ノ都合ニ依リ旅行中事故ヲ生シタルトキ。
但、委員会ノ決議ニ依リ贈与スルコトアルヘシ。
四、会員ノ家族ト雖モ事故ノ発生同居以前ニアルトキ、但、止ムヲ得サル事由アルトキハ此限リニアラス。
五、会員及家族ニシテ自己ノ不正行為ニ依リ疾病ニ罹リ、又ハ死ニ至リタルトキ。
六、不都合解雇セラレタルトキ。
第二十三条　本則運用ノ機関トシテ常務委員三名ヲ置ク。常務委員ハ協励会代議員中ヨリ互選ス。其任期ハ代議員ノ任期ニ同シ。
第二十四条　協励会長ハ本則ノ運用ニ関シ委員会ヲ開クコトヲ得。委員会ハ会長、幹事、常務委員ヲ以テ組織ス。
〈註〉三菱合資「社内労働者ニ関スル規則集二」に據る。

美唄炭坑親和会会則

第一条　本会ハ美唄炭坑親和会ト称シ、美唄炭坑鉱夫ヲ以テ組織ス。
第二条　本会ハ会員間ノ親睦、共済、境遇ノ改善、能率増進、及ビ技術ノ進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス。
第三条　本会ハ前記ノ目的ヲ達スル為メ、努メテ経営者ト意思ノ疏通[1]ヲ図リ、協調ノ実ヲ挙ケンコトヲ期ス。
第四条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。
一、会　長　壱　名
二、副会長　壱　名
三、幹　事　四　名
四、評議員　若干名
五、名誉会員　仝[2]
第五条　会長、副会長及幹事ハ、本坑ニ参ケ年以上勤続者中ヨリ評議員之ヲ選挙ス。但、本坑職員ニ嘱託スルモ妨ケナシ。
評議員ハ本坑ニ弐[3]年以上勤続者中ヨリ六ケ月以上勤続スル会員之ヲ選挙ス。
名誉会員ハ本坑職員中ヨリ会長之ヲ推薦ス。
第六条　本会役員ノ任期ハ満弐ケ年トス。但、満期重任ヲ妨ケス。
第七条　選挙セラレタル役員中缺員ヲ生シタルトキハ、次点者ヨリ之ヲ補フ。補缺[4]役員ハ前任者ノ残期間就任スルモノトス。但、事務上支障ナキ場合ハ此限リニアラス。
第八条　会長ハ会務ヲ総攬シ、副会長ハ会長ヲ補佐代理シ、幹事ハ会務ヲ執行ス。評議員ハ会議ニヨリ重要ナル会務ニ関シ会長ノ諮詢ニ応シ、又ハ意見ヲ提出シ、会務ノ遂行ヲ協賛スルモノトス。
第九条　評議員会ハ会長之ヲ召集ス。
第十条　評議員会ハ評議員二分ノ一以上ノ出席ヲ以テ成立シ、其議事ハ出席者ノ過半数ニヨリ決シ、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス。
評議員会ノ議長ハ会長之ニ當リ、会長在ラザルトキハ副会長、副会長在ラサルトキハ幹事、幹事在ラザルトキハ評議員中ヨリ互選ス。

第十一条　名誉会員(5)ハ評議員会ニ出席シテ質問ニ応答シ、又ハ意見ヲ開陳スルコトヲ得。

第十二条　本会ノ資金(6)ハ会員ノ醵出及篤志者ノ寄附ニ依ル。

第十三条　本会ノ会計ハ毎年二月、前年度分ヲ公示ス。

第十四条　左ノ事項ハ評議員会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス。

一、本則ノ変更。

二、解　散。

三、会費ノ賦課法。

四、収支豫算。

五、総会其他重要事項。

前項第一号及第二号ノ決議ハ、評議員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス。

第十五条　評議員会ノ議事ニ特別ノ利害関係ヲ有スルモノハ、其議決権ヲ行フコトヲ得ス。

第十六条　会員中左ノ行為アリタルトキハ、評議員会ノ決議ニヨリ除名ス。

一、事業上ノ不正行為アリタルモノ。

二、徳義上許ス可カラザル行為アリタルモノ。

三、法律上ノ罪ヲ犯シタルモノ。

四、本則又ハ本会ノ規約ニ背キ、若クハ本会ノ目的ヲ遂行スル上ニ於テ妨ケトナルモノ。

五、其他会員ノ體面ヲ汚ス行為アリタルモノ。

第十七条　共済其他本会ノ目的ヲ遂行スルニ付必要ナル細則又ハ規約ハ別ニ之ヲ定ム。

以　上

大正九年一月十九日(7)

〈註〉「労働団體」に據る。三菱合資「社内労働者ニ関スル規則集二」の異る箇所を左に記す。

(1)疎。(2)若干名。(3)「ケ」を挿入。(4)以下の条文を第二項とする。(5)「及幹事」を下に加へる。(6)費用。(7)この一行を缺く。

親和会評議員選挙規則（抄）

第一条　選挙投票及選挙会等ニ関スル事務ハ総テ之ヲ美唄礦業所ニ依嘱ス。

第四条　本礦業所在籍者ニシテ六ケ月以上ノ勤続者ハ選挙権ヲ有ス。

第五条　本礦業所在籍者ニシテ二ケ年以上ノ勤続者ハ被選挙権ヲ有ス。

第二十三条　有効投票ノ最多数ヲ得タルモノヲ以テ當選トス。

得票数相同シキ場合ハ年長者ヲ取リ、生年月日モ亦同シキトキハ選挙会長抽籤シテ之ヲ定ム。

第二十五条　左ニ掲クル事由ノ一ニ該當ノ場合ニ於テハ、選挙ノ期日ヲ定メ豫メ之レヲ告知シテ更ラニ選挙ヲ行フ。但、次点者アル時ハ次点者ヲ以テ當選人トス。

一、当選人ナキトキ又ハ評議員ノ定数ニ達セザルトキ。

二、当選人當選ヲ辞シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ。

三、当選人第二十九条ニヨリ其当選無効トナリタルトキ。

別表・選挙区域及評議員数 ― 区数・評議員数を要約すれば次の通り。

第一表（一二区、一三名）

採炭夫及び坑内雑夫　住居地区別九区、評議員一〇名

寄宿所鉱夫　寄宿所別三区、　評議員　三名

第二表（八区、一〇名）

助手、定傭夫、機械夫、工作夫、係別四区、評議員五名

請負人　一区、評議員一名

坑外雑夫　一区、同一名

選炭婦　一区、同一名

棹取、馬丁一区、同二名

合　計　二〇区、評議員数二三名

〈註〉「現行美唄礦業所附帯事業規則」に據る。

大正一三年一月廿七日伺に、「選挙規則ヲ別冊ノ如ク制定シ、二月三日会則ニ依リ評議員改選致度」とし、「追而、別冊ハ従来施行シ来レルモノヲ今回成文トナシタルモノニ有之」と申添へてゐる。

親和会共済規則（抄）

第一条　親和会第十七条ニ依ル共済ハ会員相互ノ救済ヲ目的トス。

第二条　本共済ノ事務ハ親和会長之ヲ統理ス。

第三条　本共済ノ基金ハ親和会費中ヨリ之ヲ充當ス。

第四条　会員親和会ヲ脱退シタルトキハ、本則ニ定ムル救済ヲ受クルノ外何等ノ請求ヲ為スコトヲ得ス。

第五条　会員炭坑ノ都合ニヨリ又ハ傷病ノタメ解雇セラレタルトキハ参拾円以下ノ脱退給与金ヲ給与ス。

但シ、事情ニ依リ、帰国旅費ノ実費ヲ給スルコトアルヘシ。

第六条　会員死亡シタルトキハ遺族ニ（中略）死亡給与金ヲ給与ス。家族死亡ノ場合ハ（中略）之レヲ給与ス。

第七条　会員死亡シ遺族ナキトキハ、死體引受人ニ（中略）埋葬給与金ヲ給与ス。

第八条　会員死亡シ遺産ナク自活シアタハサル老衰ノ遺族又ハ孤児坑所ニ在ルトキハ、引受人アル迄（中略）遺族給与金ヲ給与スルコトアルヘシ。

引受人ナク郷里ニ送還ヲ要スルトキハ、之カタメニ要スル実費ヲ給与スルコトアルヘシ。

第九条　会員又ハ其家族疾病ニ罹リ又ハ負傷シタルトキハ、炭坑医務係ニツキ無料ニテ診察又ハ投薬ヲ受クルコトヲ得。

第十条　会員疾病ニ罹リ又ハ負傷シ療養ノタメ労務ニ服スルコト能ハサルトキハ、事故発生ノ日ヨリ起算シ八日目ヨリ就業シ得ル日迄四十日ヲ限リ、（中略）療養給与金ヲ給与ス。

但シ、已ムヲ得サル場合ニ於テハ、本条限定ノ範囲竝期間ニ據ラサルコトヲ得。

第十一条　会員子女ヲ挙ケタルトキハ（中略）出産給与金ヲ給与ス。

死産ニ付テハ第六条第二項ノ規定ヲ準用ス。

第十二条　火災其他ノ変災ニヨリ家財ヲ喪失シ生計ニ差支フルトキハ、（中略）災害給与金ヲ給与スルコトアルヘシ。

第十五条　本則ノ規定ニヨル救済ヲ受クル家族ハ、配偶者、直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹、其他ノ家族ニシテ、現ニ会員ト同居シ炭坑ニ同居届ヲ了シタルモノニ限ル。

第十六条　左ノ場合ニ於テハ本則ニ依ル救済ヲ為サズ。

一、鉱夫扶助規則ニ依ル扶助ヲ受クルトキ。

但シ、死亡ノ場合ハコノ限リニアラス。

二、炭坑ヨリ別ニ給与ヲ受クルトキ。

三、会員又ハ其家族争闘ノタメ事故ヲ生シタルトキ。

四、会員又ハ家族自己ノ都合ニ依リ旅行中事故ヲ生シタルトキ。

五、会員ノ家族ト雖モ事故発生同居以前ニ在ルトキ。

但、已ヲ得サル事由アルトキハ此限リニアラス。

六、救済ヲ受クル者故ナク引続キ一週間治療ヲ受ケサルトキ。

第十八条　本則ハ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス。

第十九条　本共済ノ会計事務ハ、當分ノ内炭坑会計係ニ之ヲ依嘱ス。

△註▽三菱合資「社内労働者ニ関スル規則集二」に據る。

大正九年九月末現在「各場所鉱夫団体組織概況」表によれば、炭坑から「共済補助金」を補給されてゐる。

北海道炭礦汽船会社　夕張礦一心会々則

第一条　本会ハ夕張礦礦夫ヲ以テ組織シ夕張礦一心会ト称シ、事務所ヲ夕張礦ニ置ク。

第二条　本会ハ所属礦ニ於ケル諸般ノ事項ヲ調査協議シ、以テ事業ノ発達ニ貢献シ、会員ノ幸福ヲ増進スルヲ目的トス。

第三条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、会長　一名

一、幹事　若干名

一、委員　若干名

一、総代　若干名

第四条　会長ハ礦長ニ委嘱ス。

幹事ハ職員委員及ヒ礦夫委員中ヨリ各半数宛会長之ヲ指名ス。

委員ハ其半数ハ会長ニ於テ職員ニ指名依嘱シ、半数ハ総代ノ互選ニ依ル。

総代ハ所定方面別又ハ職別ニ依リ、本礦ニ三年以上勤続成年会員中ヨリ、一ケ年以上勤続会員之ヲ選挙ス。

勤続年限ハ三月末日現在ノ調査ニ據ル。

選挙ニ於テ得票同数ノ場合ハ年長者ヲ先ニス。

第五条　礦夫委員ノ定員ハ別表所定ノ通リトス。

第六条　役員ハ名誉職トス。

幹事、委員、総代ノ任期ハ二ケ年トシ、満期再選ヲ妨ケス。

但、補缺ハ前任者ノ残期ニ限ル。

補缺礦夫委員、総代ハ前任者ノ選挙セラレタル方面別又ハ職別ニ於テ之ヲ選挙ス。

第七条　役員ハ退職又ハ脱会ニ因リテ資格消滅ス。

第八条　会長ハ会務ヲ総攬シ、委員会ヲ主宰ス。

会長差支アルトキハ幹事中ヨリ其代理者ヲ互選ス。

会長ハ必要ニ応シ委員会ヲ開ク。委員半数以上ノ請求アリタルトキハ亦同シ。

幹事ハ日常ノ会務ヲ処理ス。

委員ハ本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項ニ関シ会長ノ諮問ニ応シ、又ハ意見ヲ提出シ、会務ノ遂行ニ協賛スルモノトス。

総代ハ其選出方面内ノ会員ト委員トノ間ニ立チ諸般ノ尽力ヲナスモノトス。

第九条　会長ハ職員ニ会務ノ一部ヲ委嘱スルコトヲ得。

第十条　本会会員名簿ヲ備ヘ、姓名、加入年月日及ビ同棲家族、其他必要ナル事項ヲ記入スルモノトス。

第十一条　会員中左ノ行為アリタルモノハ、委員会ノ協議ニ依リ、除名ス。

一、本則又ハ本会ノ規約申合ニ背キ、本会ノ目的ヲ遂行スル上ニ於テ妨害トナルモノ。

二、事業上不正ノ行為アリタルモノ。

三、法律上ノ罪ヲ犯シタルモノ。

四、其他会員ノ体面ヲ汚ス行為アリタルモノ。

第十二条　共済、其他本会ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル細則又ハ規約ハ別ニ之ヲ定ム。

備考

（夕張以外ノ各礦一心会々則及共済規約ハ総テ同文トス）。

〈註〉工業教育会編「工場職工法規大鑑・第五編」六七七－九頁に據る。

〈附〉創設時の一心会規則

一心会設立趣意書

茲ニ我礦ニ一心会ヲ設立ス。

抑モ経営者ト労務者トハ唇歯輔車ノ関係ヲ有ス。然カモ近時随所ニ頻発セル両者衝突ノ如キハ、過激思想ニ捉ハレタル学説ニ惑ハサル、ニアラサレハ、自ラ為メニセントスル輩ノ煽動ニ因ラサルハナシ。若シ夫レ欧米労働界ノ現況ノ如キ、国家ノ存立ヲ危スルノ傾向ヲ有シ、識者ノ顰蹙ヲ免レサル所ナリ。将タ又、労資双互ノ意思疎隔ニ因シ、徒ニ煽動者ヲ利スルカ如キハ産業ノ阻害スルコト多大ナリ。蓋シ労資両者ニシテ意思ヲ疏通シ、釈然心ヲ一ニシ、双互利益ノ増進、弊害ノ除去ヲ議シ、以テ似而非学説ヲ排シ、他ヲシテ煽動ノ餌地ナカラシメンカ、啻ニ双互ノ幸福ノミナラス、亦実ニ国家産業ノ発展ニ資スルモノナリ。

是レ会社創立三十年ヲ記念シ、労資協調ノ機関ヲ設クル所以ナリ。(1)

一心会々則

第一条　本会ハ何々礦（坑）一心会(2)ト称ス。

第二条　本会ハ所属礦ニ於ケル諸般ノ事項ヲ調査協議スルヲ以テ目的トス。(3)

第三条　本会ハ礦長ヲ以テ会長(4)ニ任シ、所属礦ノ職員及鉱夫委員(5)ヲ以テ組織ス。

第四条　職員委員ハ会長之ヲ選任シ、鉱夫委員ト同数トス。

第五条　鉱夫委員ノ選挙資格ハ満一年以上、被選挙資格ハ満三年以上勤続者トス。(6)

勤続年限(7)ハ三月末日現在ノ調査ニ據ル。

第六条　鉱夫委員選挙ハ別表所定ノ通リトス。(8)

第七条　委員ノ任期ハ二ケ年トシ、缺員ヲ生シタルトキハ、職員委員ニアリテハ選任ニ依リ、[9]鉱夫委員ニアリテハ選挙ニ依リ補缺スルモノトシ、[10]其ノ任期ハ前任委員ノ残任期間トス。

補缺鉱夫委員ハ前任者ノ選挙セラレタル方面又ハ職別ニ於テ之ヲ選挙ス。

第八条　会長ハ委員中ヨリ幹事二名ヲ指命スルモノトス。[11]

第九条　会長ハ会務ヲ総攬シ、会議ニ於テ議長トナリ、幹事ハ会務ヲ処理ス。[12]

第十条　会長ハ随時委員ヲ召集シ会議ヲ開ク。

委員三分ノ二以上ノ請求アリタルトキ、亦同シ。[13]

第十一条　会議ハ委員二分ノ一以上ノ出席ニヨリテ成立シ、其議事ハ出席者ノ過半数ニヨリ決ス。但シ、可否同数ナルトキハ議長ノ表決スル所ニヨル。

議事ニ特別ノ利害関係ヲ有スルモノハ、其議決権ヲ行フコトヲ得ス。

以　上

〈註〉「労働団體」に據る　大正八年十二月五日付送附資料。

(1)「歌志内市史」（同史編さん委員会編）には、次行に「大正八年十二月五日」の日附がある。（七九三頁）

以下は別紙「〇〇会々則」の異る箇所を挙げる　この別紙会則は、その規定内容からして一心会々則案と推定できる。

(2)「〇〇会」　(3)条文は次の通り。

「本会ハ労資相互ノ意思疏通、利益ノ増進、弊害ノ除去ヲ図ルヲ以テ目的トス。」

(4)「本会々長ハ礦長ヲ以テ之」　(5)「議員」（以下の「委員」も同じ）

(6)第一項は次の通り。

「鉱夫議員ノ選挙、被選挙資格ハ満三年以上勤続者トス」

(7)「年数」　(8)条文は次の通り。

「鉱夫議員ハ別表所定ノ方面別ニヨリ之ヲ選挙ス。

但シ、場合ニヨリ職別ニ依ル選挙ヲ加フ。」

(9)「ニ依リ」を缺く。　(10)「……トス。」で終り、以下および第二項ともなし。

(11)「指名」　(12)「幹事ハ会長ヲ補佐シ、会長差支アルトキ之ヲ代理ス。」

(13)「会員」

大阪製煉所職工奨工団規

第一、大阪製煉所職工ハ所長ノ許可ヲ得テ団體ヲ組織シ、之ヲ奨工団ト称ス。

第二、本団ハ団員相互ノ親睦、意思ノ疎通、衛生、防災、経済並ニ性格[1]ノ向上ヲ図リ、併テ事業ノ促進ヲ期ス。

第三、本団ニ左ノ役員ヲ置ク。但、名誉職トス。

団　長　壱　名

幹事長　壱　名

委　員　若干名

第四、団長ハ満五ケ年以上ノ勤続者タル事ヲ要シ、委員之ヲ選挙ス。

幹事ハ委員中ヨリ之ヲ嘱託ス。

委員ハ団員拾名以上ヲ有スル係ヨリ各壱名ヲ選出スルモノトシ、満参ケ年以上ノ勤続者タル事ヲ要ス。

但、団員拾名未満ノ係ハ、他係ト合同シテ委員ヲ選出スルモノトス。

第五、団長ハ団ヲ総理監督ス。

幹事ハ団長ヲ補佐シ、団長差支アル場合之ヲ代理ス。

委員ハ各所属係団員ヲ代表ス。

第六、団長、其他役員ノ任期ハ一ケ年トス。

但、再選ヲ妨ケス。

補欠役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ超エス。

第七、委員ハ必要ニ応シ団長ノ許可ヲ得テ委員会ヲ開ク。

委員会ノ議長ハ団長之ニ任ス。

委員ニシテ団長ヲ兼ヌル場合ハ、団長ハ決議ニ加ハルモノトス。

委員会ハ委員三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ成立シ、議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス。可否同数ナル場合ハ団長ノ意見ニ依ル。

第八、本団ハ趣旨達成ニ便スル為メ各委員ニ相談役ヲ置キ、其所属係主任者ニ之ヲ依頼スルモノトス。

第九、委員会ニ提出スル議案ハ、委員ヲ経テ団長ニ於テ取纒ムルモノトス。

第一〇、決議事項ハ団長文書ヲ以テ所長ノ承認ヲ得ルモノトス。

第一一、本団会計、用度、其他ノ事務ハ、大阪製煉所事務所ニ依頼スルモノトス。

附　記(2)

本則ハ大正九年一月十四日ヨリ施行ス。

〈註〉「労働団體」に據る（附記を除く）。三菱合資「社内労働者ニ関スル規則集二」の異る箇所を左に記す。

(1)「ニ」を添へない。　(2)「社内労働者ニ関スル規則集二」により加へた。

奨工団購買会規程（抄）

一、本団ハ団員ノ利便、経済ヲ図ルガ為メ、日用品ノ共同購買ヲ為ス。

二、購買資金ハ、所長ノ許可ヲ得テ大阪製煉所会計係ヨリ融通ヲ受ルモノトス。

三、購買品分配ノ標準ハ、其月豫想収入ノ約半額迄トス。

但、委員ニ於テ相當理由ノ下ニ多少ノ加減ヲ為ス事ヲ得。

代金ハ賃金ヨリ之ヲ控除ス。

途中解雇ニ依リ受クル賃金額ヲ以テ支拂額ニ不足スル場合ハ、其不足額徴収ニ付キ委員其責ニ任ス。

（四、五略）

附　記(1)

本則ハ大正九年一月十四日ヨリ施行ス。

〈註〉同前。

(1)「社内労働者ニ関スル規則集二」により加へた。

日立鉱山温交会規約

第一章　総　則

第一条　本会ハ日立鉱山温交会ト称ス。

第二条　本会ハ会員相互ノ共済並ニ親睦ヲ図リ、智徳ヲ涵養シ、當鉱山ノ事業ニ貢献シ、以テ各自ノ福祉ヲ増進スルヲ目的トス。

第三条　本会ハ事務所ヲ日立村大字宮田ニ置ク。

第四条　本会ノ目的ヲ達スル為メニ行フ事業ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム。

第二章　会　員

第五条　本会会員ヲ分チテ左ノ三種トス。

一、普通会員　日立鉱山常傭鉱夫。

二、特別会員　日立鉱山鉱夫頭及鉱夫小頭。

三、賛助会員　日立鉱山事務所員。

第六条　会員ニシテ本規約ニ違反シ若クハ本会ノ名誉ヲ毀損シ、又ハ秩序ヲ紊乱スルノ言行ヲ為シタル時ハ、評議員会ノ決議ヲ経テ之ヲ除名ス。

第三章　役　員

第七条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

会　長　壱　名

副会長　弐　名

理　事　若干名

幹　事　若干名

評議員　若干名

役員ハ総テ名誉職トス。

第八条　会長ニハ日立鉱山事務所長ヲ推挙ス。

第九条　副会長及理事ハ評議員中ヨリ会長之ヲ選任ス。

第十条　幹事ハ評議員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム。

第十一条　評議員ハ会員ノ選挙ニ依リ之ヲ定ム。

会長ハ賛助会員中ヨリ評議員ヲ指名嘱託スルコトヲ得。但、其数ハ前項ニヨリ選出セラレルヘキ評議員定数ノ三分ノ一以内トス。

第十二条　役員ノ職務左ノ如シ。

一、会長ハ本会ヲ統理シ、外部ニ対シ本会ヲ代表ス。

二、副会長ハ会長ヲ輔佐シ、会長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス。

三、理事ハ会長ノ命ヲ承ケ本会ノ常務ヲ執行ス。

四、幹事ハ会長及理事ノ命ヲ承ケ本会ノ事務ヲ輔助ス。

五、評議員ハ評議員会ヲ構成ス。

第十三条　副会長、理事、幹事及評議員ノ任期ハ一年トス。

但、再選重任ヲ妨ケス。

第四章　選　挙

第十四条　満十七歳以上ノ会員ハ選挙権ヲ有ス。

満二十歳以上ニシテ一年以上日立鉱山ノ業務ニ従事シタル会員ハ被選挙権ヲ有ス。

賛助会員ハ選挙権及被選挙権ヲ有セス。

第十五条　選挙ハ普通会員及特別会員ニ付キ各別ニ選挙区ヲ設ケ、選挙区毎ニ之ヲ行フ。但、普通会員ノ選挙区ニ於テハ、先ツ選挙委員ヲ選挙シ、選挙委員評議員ヲ選挙ス。

第十六条　選挙委員ノ選挙ハ別ニ選挙委員選挙区ヲ設ケ、各選挙区毎ニ之ヲ行フ。

第十七条　選挙委員及評議員ノ選挙区、並ニ幹事、評議員及選挙委員ノ定数ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム。

第十八条　選挙ハ会長之ヲ執行ス。

第十九条　選挙ハ総テ単記記名式投票ニヨル。

投票ハ一人一票トス。

第二十条　投票開函ノ場合ハ選挙人三人以上ヲ立会セシムルコトヲ要ス。

第二十一条　最多数ノ有効投票ヲ得タル者ヨリ順次當選者ヲ定ム。但、其選挙区内ノ選挙委員若クハ評議員定数ヲ以テ選挙権者ノ総数ヲ除シテ得タル数ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス。

前項但書ノ最低得票数ハ二票ヲ下ルコトヲ得ズ。

得票数相等シキ時ハ、年長者ヲ以テ先順位者トス。

第二十二条　有効投票ヲ得タル者ノ数所要人員ニ満タザルトキハ、其不足数ニ対シ更ニ選挙ヲ行フ。

第二十三条　本会ノ役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ、最近ノ選挙ニ於ケル次点者ヲ以テ之ヲ補フ。

第五章　評議員会

第二十四条　評議員会ハ重要ナル会務ヲ審議ス。

第二十五条　評議員会ハ毎半期一回会長之ヲ招集ス。

会長ハ必要アルトキハ、何時ニテモ臨時評議員会ヲ招集スルコトヲ得。

評議員総数ノ三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ、会長ハ直チニ評議員会ヲ招集スルコトヲ要ス。

第二十六条　評議員会ハ評議員総数ノ二分ノ一以上出席スルニ非レハ成立セス。

前項ノ場合ニ於テハ、会長ハ更ニ評議員会ヲ招集スルコトヲ要ス。

前項ニ依リ招集セラレタル評議員会ハ出席評議員数ニ拘ラス成立ス。

第二十七条　評議員会成立シタルトキハ、評議員ノ互選ニ依リ議長及副議長ヲ定ム。

議長及副議長ノ任期ハ其評議員会開期中トス。

第二十八条　議長ハ議事ヲ整理シ、議長事故アルトキハ副議長之ヲ代理ス。

第二十九条　評議員会ノ決議ハ出席評議員ノ過半数ニ依リテ決ス。但、賛否同数ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル。

第三十条　会長ハ役員相互ノ親睦ヲ敦フシ、意思ノ疏通ヲ図ルタメ、随時役員懇話会ヲ開クコトヲ得。

第六章　資金及会計

第三十一条　本会ノ資金ハ会員ノ醵出金及日立鉱山事務所、其他ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ。

第三十二条　会員ハ毎月会費トシテ左記金額ヲ醵出スルモノトス。

普通会員　金拾銭

但、女子ニ在リテハ其半額トス。

特別会員　金弐拾銭

賛助会員　給料月額ノ二百分ノ一

前項ノ会費ハ何等ノ事由アルモ之ヲ返附セス。

第三十三条　本会ノ資金ハ日立鉱山事務所ニ預入シ利殖ヲ計ルモノトス。

第三十四条　本会ノ決算期ハ毎年六月末日及十二月末日ノ両度トス。

第三十五条　決算報告書ハ理事之ヲ作製シ、評議員会ニ提出シテ其承認ヲ経ルコトヲ要ス。

前項ノ決算報告書ハ之ヲ会員ニ公示スルモノトス。

第七章　解　散

第三十六条　本会ノ解散、及残餘財産ノ処分ハ、評議員会ニ於テ出席評議員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得、会長ノ承認ヲ経テ之ヲ行フ。

第八章　附　則

第三十七条　本規約施行ニ関スル細則ハ評議員会ノ決議ヲ得、会長ノ承認ヲ経テ之ヲ定ム。

第三十八条　本規約ノ改正ニ就テハ第三十六条ノ規定ヲ準用ス。

第三十九条　本規約ハ大正九年一月十八日ヨリ之ヲ施行ス。

〈註〉ポケット携行冊子「日立鉱山温交会規約」に據る。

(1)規約第十七条の選挙区および選挙委員、評議員、幹事の定数基準は、「日立鉱山温交会評議員選挙及幹事互選ニ関スル件」に次のやうに定めてゐる。

第一条　（選挙委員、評議員選挙区表から評議員選挙区（普通会員選挙委員選挙区数）を略出する）

採鉱区（一〇）、製錬区（二）、試験区（一）、工作第一区（三）、工作第二区（三）、調度第一区（二）、調度第二区（四）、調度第三区（三）、買鉱区（一）、庶務第一区（一）、庶務第二区（二）、医院第一区（一）、医院第二区（一）、計十三区（三四区）

第三条　選挙委員ハ其選挙区内ノ普通会員十五名ニ付キ一名ノ割トス。

（下略）

第四条　評議員ハ、特別会員ノ選挙区ニ於テハ其選挙区内ノ選挙権者、普通会員ノ選挙区ニ於テハ其選挙区内ノ選挙委員各七名ニ付キ一名ノ割トス。

普通会員ノ選挙区ニ於テ選挙委員七名ニ満タサル時ハ、普通会員三十名以上ノ時ニ限リ一名ノ評議員ヲ選出スルコトヲ得。

特別会員ノ選挙区ニ於テ選挙権者七名ニ満タサル時ハ、其数カ二名以上ノ時ニ限リ一名ノ評議員ヲ選出スルコトヲ得。

第五条　幹事ノ数ハ各評議員選挙区ニ付キ各一名トス。但、評議員五名以上ノ評議員選挙区ニ於テハ、五名ニ付キ一名ノ割ヲ以テ選出ス。

（下略）

(2)冊子の最末尾に次の制定記事がある。

「（右大正九年一月十七、十八両日ノ創立委員会ニ於テ議決確定）」

創設月日を「日立鉱山史」は大正九年二月十一日としてゐる。

〈参考〉

「団体規則」所綴の「日立鉱山温交会規約」は、右と相違する箇条が少くないので、次に摘記して参考に資する。（相違箇所の記号は前掲三井砂川・親和会の例と同じ）。

第三条　「日立鉱山何々ニ置ク」

第二章　会員及賛助員

第五条　日立鉱山事務所ノ業務ニ従事スル鉱夫頭、鉱夫小頭及常傭鉱夫ハ総テ本会会員タルモノトス。

第六条　会員ヲ正会員及特別会員ニ分チ、常傭鉱夫ヲ正会員トシ、鉱夫頭及鉱夫小頭ヲ特別会員トス。

第七条　会員ハ他ノ労働団體ニ参加スルコトヲ得ス。

（第六条を第八条とする）

第九条　日立鉱山事務所員ニシテ本会ノ主旨ヲ翼賛シ、本会ノ維持費トシテ別ニ定ムル寄附金ヲ醵出スル者ハ之ヲ賛助員トス。

（第七条を第十条とし、以下順次繰下げる）。「幹事」を「監事」とし、以下同じ。

第十一（十四）条「賛助員中ヨリ評議員若干名ヲ指名嘱託スルコトヲ得。」以下の但書はなし。

第十二（十五）条の四号、「事務ニ従事ス」

第十四（十七）条　廿歳以上ノ会員ハ選挙権ヲ有ス。
一年以上日立鉱山ノ業務ニ従事シタル会員ハ被選挙権ヲ有ス。
第十五（十八）条　選挙ハ正会員及特別会員ニ付各別ニ選挙区ヲ設ケ、選挙区毎ニ之ヲ行フ。但、正会員ハ先ツ選挙委員ヲ選挙シ、選挙委員評議員ヲ選挙ス。
第十六（十九）条　選挙委員ノ選挙ハ、選挙区ヲ選挙委員選挙区ニ分チ、各選挙委員選挙区ニ於テ之ヲ行フ。
評議員ノ選挙ハ、選挙委員ノ選挙ヲ終リタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ行フ。
第十七（二十）条　「並ニ其定員ハ別ニ之ヲ定ム」
第二十一条　選挙ノ執行ニ関スル事項ハ、選挙期日ヨリ一週間前ニ之ヲ公示スルコトヲ要ス。
第十八、二十（二十二）条　選挙ハ会長之ヲ執行ス。但、投票開函ノ場合ハ、会員五人以上立会セシムルコトヲ要ス。
（第十九条を第二十三条とする。）
第二十一条（二十四）条　「順次當選トス。得票数相等シキトキハ、年長者ヲ以テ當選トス」。「但」以下および第二項はなし。
第二十三（二十六）条　本会ノ役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ、二週間以内ニ補缺選挙ヲ行フ。但、其年度後半期ニ於テ缺員ヲ生シタルトキハ此限ニ在ラス。
第二十六（二十九）条の第二項　「会長ハ其後二週間以内ニ更ニ」
第三十一（三十四）条　本会ノ資金ハ会員ノ醵出金及賛助員、其他ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ。
第三十二（三十五）条　会費トシテ正会員ニ在リテハ　　銭、特別会員ニ在リテハ　　銭ヲ醵出スルモノトス。
第三十五条第一項（第三十八条）
同第二項（第三十九条）　評議員会ノ承認ヲ経タル決算報告書ハ、之ヲ会員ニ公示スルモノトス。
第三十六（四十）条　本会ノ解散及残餘財産ノ処分ハ、第四十二条ノ規定ニ従フ。
（第三十七条を第四十一条とし、以下順次繰下げ）
第三十八（四十二）条　本規約ノ改正ハ、評議員会ニ於テ出席評議員ノ三分ノ二以上同意ヲ得、会長ノ承認ヲ経テ之ヲ行フ。
第三十九（四十三）条　本規約ハ大正　年　月　日ヨリ之ヲ施行ス。

日立鉱山温交会共済部、娯楽部及福祉部規程

第一章　総　則

第一条　日立鉱山温交会ノ目的ヲ達成スル為メ共済部、娯楽部及福祉部ヲ置ク。

第二章　共　済

第二条　共済部ハ特別会員並ニ普通会員相互ノ共済ニ関スル事務ヲ掌ル。
第三条　共済金支給額ハ左ノ区別ニ依ル。
一、会員死亡シタルトキ　　金五拾円
二、会員廃疾不具トナリタルトキ　　金七拾五円以内
三、会員ノ家族死亡シタルトキ
拾弐歳以上ノ者　　金拾五円
但、両親及配偶者ニ在リテハ金拾円ヲ増加ス。

拾弐歳未満ノ者　金拾円

但、生後三週間以上ノ者ニ限ル。

四、会員職務ニ基因セス傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ休業受療引続キ十日ヲ超ユルトキハ、十一日目ヨリ左ノ区別ニヨリ共済金ヲ支給ス。

本人　一日ニ付　金四拾銭

家族　一日一人ニ付キ　金拾銭

五、会員正式ニ結婚シタルトキ　金五円

六、会員産褥ニ在ルトキ　金拾円

七、会員不時ノ災厄ニヨリ家財ノ大部ヲ亡失シタルトキ　金参拾円以内

八、会員徴兵ノ為メ退職入営スルトキ　金拾円

九、会員在職三年以上四年未満ニシテ退職シタルトキ　金参円

爾後十年マテハ一年毎ニ金弐円、満十一年以後ハ一年毎ニ金参円ヲ増加ス。

十、引続キ休養受療一ケ月ヲ超ユル公傷者　金五円

十一、前各号ニヨルノ外其情状ニヨリ一時限リ金参拾円以内ヲ給与スルコトアルヘシ。

前項各号ノ中同一事実ニ付キ共済事由カ重複スルトキハ、重キニ従ヒ処理ス。

第四条　前条第四号ノ場合ニ於テハ左ノ制限ニ従フ。

一、共済金ノ支給ハ九十日ニ至レハ止ム。

二、給与総額ハ一日ニ付キ金八拾銭ヲ以テ限度トス。但、本番賃金額ノ八割ヲ超ユルコトヲ得ス。

三、共済ヲ受クル者故ナク引続キ一週間治療ヲ受ケサルトキハ、其共済ヲ停止ス。

四、一旦受療全治シ其手続ヲ為シタル者三ケ月以内ニ再ヒ発病シタルトキハ、本条第一号ノ期間ハ其前後ヲ通算スルモノトス。

第五条　第三条ノ会員ノ家族トハ、会員ノ扶養ヲ受クル同居家族ニシテ他ニ収入ノ途ナキ者ヲ謂フ。但、同条第三号ノ会員ノ家族中其父母ニ付テハ本条ノ制限ニ従ハス。

会員タル一方ノ配偶者傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テ、他ノ配偶者自ラ業ヲ休ミ之レカ看護ヲ要スヘキモノト認ムルトキハ、之ヲ他ニ収入ノ途ナキ者ト看做ス。

第六条　本章ノ適用ニ関シ医師ノ證明ヲ要スル場合ニ在リテハ、日立鉱山医院ノ證明アルコトヲ要ス。

日立鉱山ノ管轄地以外ニ於テ本章ノ適用ヲ受クヘキ事故ヲ発生シタルトキハ、其地ノ医師又ハ市町村長ノ證明アルコトヲ要ス。

第七条　本章ノ適用ヲ受クヘキ事故発生シタルトキハ、直チニ之ヲ幹事ニ告知スヘシ。

第八条　幹事前条ノ告知ヲ受ケタルトキハ、直チニ其事実ノ有無若クハ情状ノ軽重ヲ審査シ、必要書類ヲ具備シテ之ヲ理事ニ申告スヘシ。

第九条　理事前条ノ申告ヲ受ケタルトキハ、会長ノ承認ヲ経タル上本章ノ定ムル所ニ従ヒ相當ノ処置ヲナスヘシ。

第三章　娯楽部

第十条　娯楽部ハ会員及其家族ノ慰安、親睦ノ為メ、随時各種ノ娯楽ヲ行フモノトス。

娯楽ノ種類、会費ノ金額、其他ノ事項ハ総テ理事、幹事ノ協議ニヨリ決定ス。

第四章　福祉部

第十一条　福祉部ニ於テハ共済部及娯楽部事業以外ノ福祉増進ニ関スル事項ヲ調査研究スルモノトス。

附　則

本則ハ日立鉱山温交会役員決定シ、其氏名ノ公示アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。

（右、大正九年一月十七、十八両日ノ創立委員会ニ於テ議決確定）

〈註〉ポケット携行用冊子「日立鉱山温交会規約」に據る。

〈参考〉「団体規則」所綴の規程が相違する主要な点を左に摘記して参考に資する。

日立鉱山温交会共済部及娯楽部規程

第一条　「共済部及娯楽部ヲ置ク」。

第二条　「特別会員並ニ普通」の字句なし。

第三条　「共済」を「救済」とする（以下同じ）。各号の金額は空白。

三、会員ノ家族死亡シタルトキ　金　円

四、「十一日目ヨリ生計困難ナル者ニ対シ左ノ」

六、会員子女ヲ挙ケタルトキ　金　円

七、「会員」の字句なし。

八号　なし。

九（八）、「会員」の字句なし。

十（九）。

十一号、末項とも缺く。

第四条の二、「但」以下なし。

四、「六ケ月以内ニ……トキハ　第一号」

第五条　「ニシテ他ニ収入ノ途ナキ者」の字句なし。

第二項　なし。

第十条　娯楽部ハ会員及其家族ノ教養及娯楽ノ為メ、興行其他ノ催会ヲナスモノトス。

催会ノ種類」

第四章　第十一条ともなし。

附則　本則ハ大正　年　月　日ヨリ之ヲ施行ス。

（未完）